

## 資料1-01 磐田市災害に強い地域づくり条例

平成23年12月16日 条例第30号

最終改正 平成27年7月7日 条例第38号

磐田市は、災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災計画の策定など様々な取り組みを行ってきました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、私たちに改めて地震と津波の脅威を認識させるとともに、防災に対する貴重な教訓をもたらしました。

東海地震を含む南海トラフ地震が予想される地域の私たちは、防災対策の一層の充実強化を図っていかねばなりません。

自然災害の発生を防ぐことはできませんが、被害をできる限り少なくすることは可能です。そのためには、市がその責務を果たすことはもとより、私たち一人ひとりが自発的かつ積極的に防災の責務を果たしていくことが極めて重要です。

私たちは、「自らの命は自ら守る。」「自らの地域は自ら守る。」という基本に立ち、家庭、事業所、地域において相互の協力による防災対策を行うことが必要です。

私たちは、防災に取り組み、災害から命と暮らしを守り、安心して生活できる地域づくりを推進するため、この条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、防災対策の基本理念を定め、市民、自主防災会、事業者及び学校等（以下「市民等」という。）並びに市の責務を明らかにするとともに、防災対策の基本となる事項を定めることにより災害に強い地域づくりの実現を目指すことを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、津波、暴風、豪雨その他異常な自然現象及び大規模な火事又は爆発により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 自主防災会 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は団体をいう。
- (5) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (6) 要配慮者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等であって、災害が発生したときに特別な配慮を必要とする者をいう。

### (基本理念)

第3条 防災対策は、自らのことは自らで守る自助及び身近な地域で支えあう共助を基本とし、市が必要な公助を行うことで実施されなければならない。

2 防災対策は、市民等及び市がそれぞれの責務を果たし、相互に連携して行わなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らの防災対策として、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 市民相互の協力
- (2) 自宅及び家族の安全確保
- (3) 災害時に必要な飲料水、食糧その他生活に必要な物資の備蓄
- (4) 自主防災会が行う活動への参画及び訓練への参加

(自主防災会の責務)

第5条 自主防災会は、地域の防災対策として、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 防災資機材の整備、防災訓練の実施及び防災意識の啓発
- (2) 自主防災会の活動体制の強化
- (3) 災害時の事業者、学校等及び市との連携体制の構築

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動の社会的責任に基づく防災対策として、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 事業所の従業員、利用者、訪問者等の安全確保
- (2) 事業所周辺の市民の安全対策への協力
- (3) 災害時の自主防災会、学校等及び市との連携体制の構築

(学校等の責務)

第7条 学校等は、その防災対策として、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 園児、児童、生徒、学生等の安全確保
- (2) 防災教育及び防災訓練の実施
- (3) 災害時の自主防災会、事業者及び市との連携体制の構築

(市の責務)

第8条 市は、災害に強い地域づくりを推進するため、次に掲げる防災対策を講じるものとする。

- (1) 防災計画の策定、体制の整備及び諸施策の推進
- (2) 自主防災会の育成及び支援
- (3) 市の管理する施設の安全対策
- (4) 災害被害の速やかな復旧対策

(要配慮者への配慮)

第9条 市民等及び市は、要配慮者に配慮した防災対策に努めなければならない。

(情報の提供、収集等)

第10条 市は、市民等への防災に必要な情報の提供に努めなければならない。

2 市民等は、防災に関する情報の収集に努めなければならない。

(防災対策への協力)

第11条 市民等は、市が行う防災対策への協力を努めなければならない。

(意識啓発等)

第12条 市は、市民等に対し、防災に関する意識啓発、教育及び訓練の実施に努めなければなら

ない。

(相互応援協定)

第13条 市は、災害時の応急対策に必要な体制の整備のため、事業者、他の地方公共団体等との相互応援に関する協定の締結を推進するものとする。

(支援活動の受入れ)

第14条 市は、災害時に市外からの支援活動の受入れのため、受入れ体制の整備を図るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年7月7日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-02 磐田市防災会議条例

平成17年4月1日 条例第221号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、磐田市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 磐田市地域防災計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 静岡県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
  - (4) 市の職員のうちから市長が任命する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
  - (9) その他市長が特に必要と認めた者
- 6 委員の定数は30人以内とする。
- 7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 市長は、専門の事項を調査させる必要がある場合には、防災会議に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、静岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - 3 市長は、専門委員が当該専門の事項に関する調査を終了したときは、その職を解くものとする。
- (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項については、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

(危機管理課)  
令和6年3月31日

資料 1-03 磐田市防災会議編成表

役 職 名	機 関 名	委員等職名
会 長	磐 田 市	市 長
委員（会長職務代理者）	磐 田 市	副市長
委 員	国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所	所 長
委 員	静岡県西部地域局	西部危機管理監
委 員	静岡県袋井土木事務所	所 長
委 員	静岡県西部健康福祉センター	所 長
委 員	静岡県中遠農林事務所	所 長
委 員	静岡県磐田警察署	署 長
委 員	磐 田 市	教育長
委 員	磐 田 市	危機管理監
委 員	磐田市消防本部	消防長
委 員	磐田市消防団	団 長
委 員	東海旅客鉄道株式会社磐田駅	駅 長
委 員	西日本電信電話株式会社静岡支店	支店長
委 員	中部電力パワーグリッド株式会社磐田営業所	所 長
委 員	一般社団法人静岡県トラック協会中遠支部	支部長
委 員	遠州鉄道株式会社磐田営業所	所 長
委 員	サーラエナジー株式会社浜松供給センター	所 長
委 員	一般社団法人磐田市医師会	理事
委 員	磐田市自治会連合会	副会長
委 員	磐田商工会議所	会 頭
委 員	遠州中央農業協同組合	代表理事理事長
委 員	磐田市建設事業協同組合	理事長
委 員	遠州漁業協同組合	代表理事組合長
委 員	磐田市赤十字奉仕団	委員長

資料 1-04 磐田市防災会議運営要領

平成 17 年 11 月 22 日施行

最終改正 平成 28 年 3 月 1 日施行

(趣旨)

第 1 条 この要領は、磐田市防災会議条例（平成17年磐田市条例第221号）第 5 条に基づき、磐田市防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第 2 条 会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議の招集は、開催の場所及び日時並びに付議すべき事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(委員の代理出席)

第 3 条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員又は代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届出なければならない。

(会議の議決)

第 4 条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第 5 条 会長は、会議を招集するいとまがないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

- (1) 磐田市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
- (2) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。
- (3) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。
- (4) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。
- (5) その他軽易な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

(部会)

第 6 条 会長は、必要と認めるときに部会を設けることができる。

(会議録)

第 7 条 会議については、議事録を作成し、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上がこれに署名しなければならない。

(庶務)

第 8 条 会議の庶務は、総務部において処理する。

附 則

この要領は、平成17年11月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

資料 1-05 磐田市災害対策本部条例

平成 17 年 4 月 1 日 条例第222号  
最終改正 平成 24 年12月25日 条例第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、磐田市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部長等の職務)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
- 4 副本部長及び本部員以外の災害対策本部の職員（以下「本部職員」という。）は、災害対策本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属する本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をこれに充てる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。
- 5 部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、本部職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(支部)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは災害対策本部に支部を置くことができる。

- 2 支部に属する職員（以下「支部職員」という。）は、本部長が指名する。
- 3 支部に支部長を置き、本部長が指名する支部職員をこれに充てる。
- 4 支部長は、支部の事務を掌理する。
- 5 支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは、支部職員のうちから支部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月25日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1-06 磐田市地震災害警戒本部条例

平成17年4月1日 条例第223号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第18条第4項の規定に基づき、磐田市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長の指定する副本部長がその職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 教育長

(3) 市長が指名する職員

(4) 消防長及び消防団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 警戒本部に部を置く。

2 部に属する本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をこれに充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

5 部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、部に属する本部職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(支部)

第4条 警戒本部に支部を置く。

2 支部に属する職員（以下「支部職員」という。）は、本部長が指名する。

3 支部に支部長を置き、本部長が指名する支部職員をこれに充てる。

4 支部長は、支部の事務を掌理する。

5 支部長に事故があるとき、又は支部長が欠けたときは、支部職員のうちから支部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、警戒本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

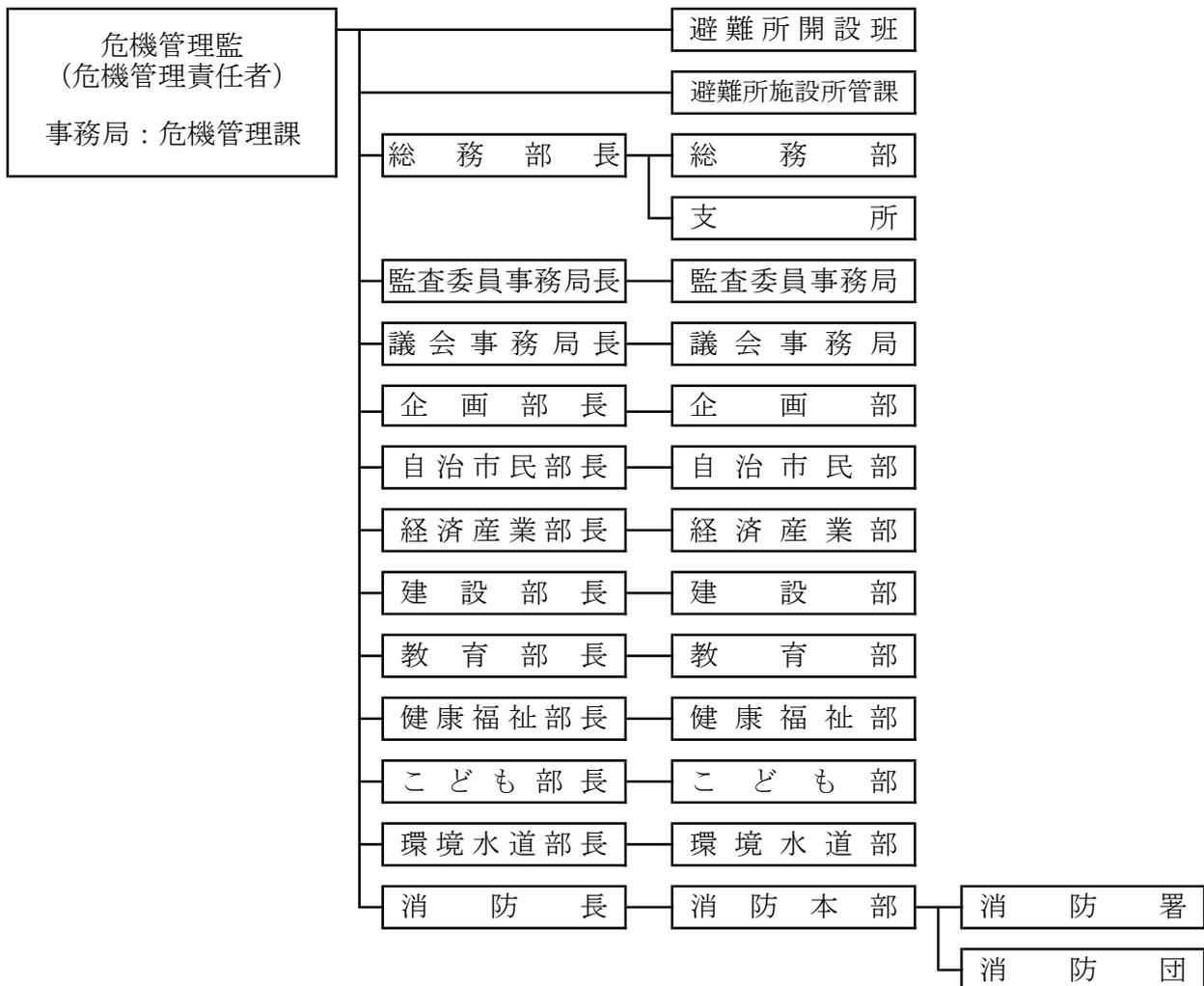
災害時等の配備体制とその基準

配備レベル	配備体制	配備要員	配備基準		
			一般災害・風水害	地震・津波災害	原子力災害
レベル1	情報収集体制	危機管理課 支所市民生活課 経済産業部 建設部 消防本部 広報広聴CP課 指名された当番職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市が設置した雨量計又は水位観測装置が基準数値に達したとき</li> <li>2 磐田市に大雨、洪水、暴風又は高潮の各警報が発表されたとき</li> <li>3 排水機場、排水ポンプ場の運転や道路規制が必要となったとき（経済産業部、建設部、支所）</li> <li>4 その他の状況により、危機管理課長の指示があったとき</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浜岡原子力発電所に異常が発生し、情報収集体制をとったとき</li> </ol>
レベル2	事前配備体制	上記関係課 本部員（一部職員） 各部局の班編成に基づく職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川水位が氾濫注意水位に達し、今後も上昇が予測される時</li> <li>2 大雨警報（土砂災害）が発表され、多量の降雨が予想される時</li> <li>3 台風による被害の発生のおそれがあり、高齢者等避難の発令を判断したとき</li> <li>4 配備要員の増強を必要と判断したとき（企画部、自治市民部、健康福祉部、こども部、環境水道部、教育部の当番）</li> <li>5 その他の状況により、危機管理課長の指示があったとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 津波注意報が静岡県に発表されたとき（危機管理課、福田支所、竜洋支所、広報広聴・シティプロモーション課、消防本部）</li> <li>2 市内で震度4の地震を観測したとき（危機管理課、支所、広報広聴・シティプロモーション課、消防本部）</li> <li>3 県内で震度5強以上の地震を観測したとき（危機管理課）</li> <li>4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浜岡原子力発電所が警戒事態を判断するEALの段階になったとき</li> </ol>
レベル3	災害警戒本部体制（災害対策準備室）	上記関係課 本部員（一部職員） 各部局の班編成に基づく職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川水位が避難判断水位に達し、今後も上昇が予測される時</li> <li>2 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき</li> <li>3 市内で災害の発生のおそれがあり、危機管理監の指示があったとき</li> <li>4 広域的な自然災害により、社会的影響が大きいと予測される時</li> <li>5 危機管理監の判断により、危機管理連絡会議を開催するとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 津波警報が静岡県に発表されたとき</li> <li>2 市内で震度5弱の地震を観測したとき</li> <li>3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浜岡原子力発電所が施設敷地緊急事態を判断するEALの段階になったとき</li> </ol>
レベル4	災害対策本部体制Ⅰ	上記関係課 本部員（全職員） 各部局の班編成に基づく職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 河川水位が氾濫危険水位に達し、今後も上昇が予測される時</li> <li>2 磐田市に特別警報（大津波警報、緊急地震速報を除く。）が発表されたとき</li> <li>3 現に被害が発生し、その拡大のおそれがあると市長が認める時</li> <li>4 大規模な火災、爆発又は多数の死傷者等を伴う列車、航空機、船舶及び車両等の事故が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる時</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大津波警報が静岡県に発表されたとき</li> <li>2 現に被害が発生し、その拡大のおそれがあると市長が認める時</li> <li>3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</li> </ol>	
レベル5	災害対策本部体制Ⅱ	全職員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現に市全域に大災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想され、その対策が必要と市長が認める時</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内で震度5強以上の地震を観測したとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 浜岡原子力発電所が全面緊急事態を判断するEALの段階になったとき</li> </ol>

(危機管理課)

資料2-02 磐田市災害対策準備室編成図

令和6年4月1日



- ※ 災害の状況により実情に応じた体制とすることができる。
- ※ 避難所開設班、避難所施設所管課の対応は、避難所を開設する場合とする。

## 資料 2-03 磐田市災害対策準備室における事務分掌

令和 6 年 4 月 1 日

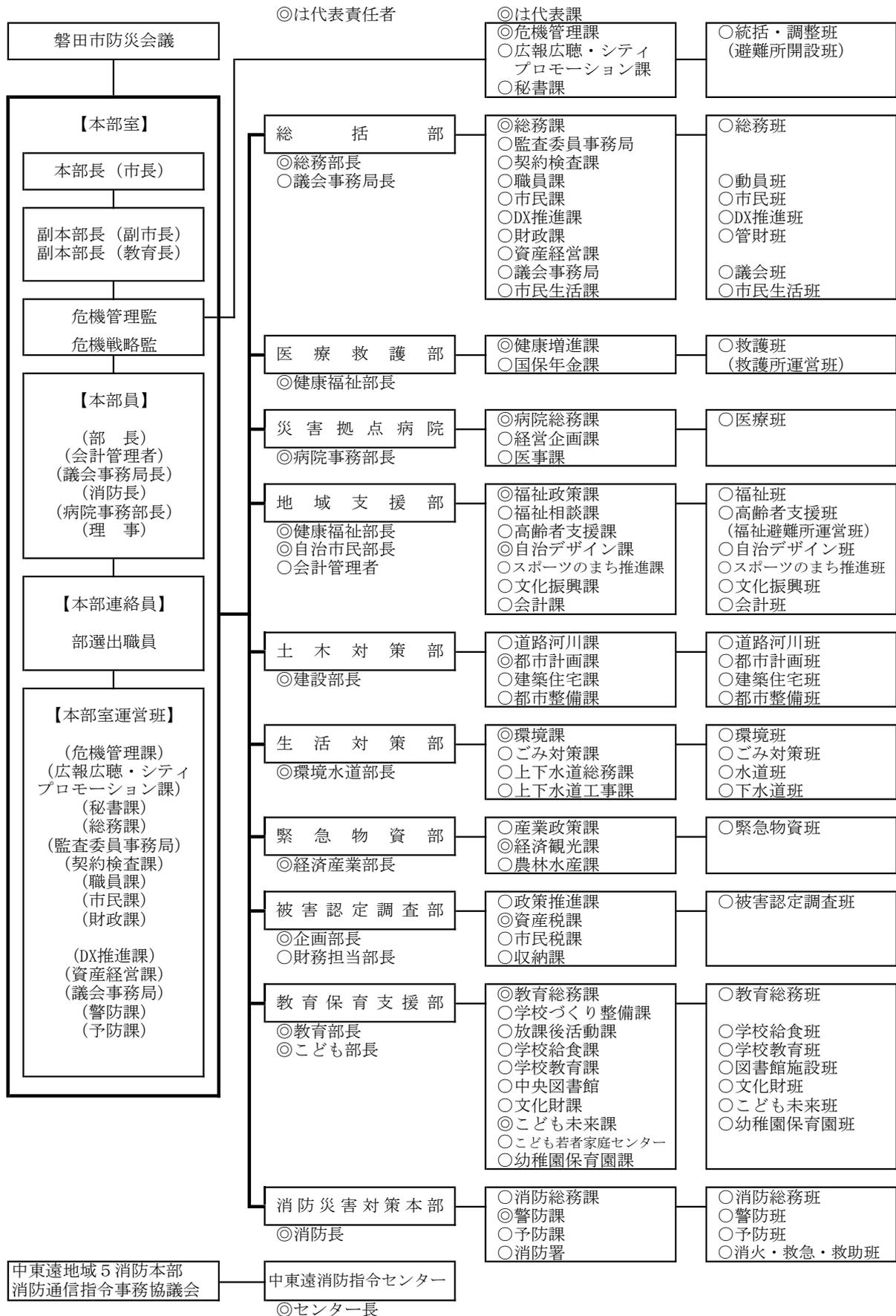
所 管	事 務 分 掌
危機管理課 総務部 議会事務局 監査委員事務局	1 気象情報等災害情報の収集に関する事。 2 災害対策準備室の総括に関する事。 3 職員の非常招集に関する事。 4 職員の動員、配置に関する事。 5 情報収集、被害状況の把握に関する事。 6 支所、県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
支所	1 危機管理課との連絡調整に関する事。 2 災害広報に関する事。 3 気象情報等災害情報の収集に関する事。 4 消防署分遣所、消防団方面隊との連絡調整に関する事。 5 支所管内防災関係機関との連絡調整に関する事。 6 支所管内の被害状況の把握に関する事。
避難所開設班	避難所の開設及び避難者の受入れに関する事。
避難所施設所管課	1 避難所の開設に関する事。(所管施設) 2 避難所施設の指定管理者との連絡調整に関する事。
企画部	1 災害広報に関する事。 2 報道機関との連絡調整に関する事。
自治市民部	自主防災会等との連絡調整に関する事。
経済産業部	農地のたん水排除に関する事。
建設部	1 道路及び橋梁の状況把握に関する事。 2 河川及び都市下水路の状況把握に関する事。 3 水防活動の準備に関する事。 4 たん水排除に関する事。 5 急傾斜地等の状況把握に関する事。
教育部	1 避難所の施設管理者との連絡調整に関する事。 2 児童・生徒の登・下校に関する事。
健康福祉部	1 医療救護活動のための設備の点検等に関する事。 2 要配慮者支援班の設置に関する事。
こども部	園児の登園及び帰宅に関する事。
環境水道部	1 上下水道施設の状況把握に関する事。 2 産業部、建設部への応援協力に関する事。
消防本部	1 災害対策に関する事。 2 消防団の招集等に関する事。

備考 1 避難所の開設については危機管理課から別に指示し、避難所開設班、避難所施設所管課はその指示に基づいて参集配備するものとする。

2 各部・課においては、活動内容に応じた人員体制によることができる。

資料2-04 磐田市災害対策本部編成図

(危機管理課)  
令和6年4月1日



※災害の状況その他により、特別な体制が必要であると本部長が認めたときは、特定の班に対してのみの配備体制をとらせ、又は特定の班に対して配備体制と異なる体制をとらせることができる。

## 資料2-05 磐田市災害対策本部における事務分掌

令和6年4月1日

## 1 各班共通事務

区 分	事 務 分 掌
(1) 組織運営に係る事務	1 所属職員の安否確認に関する事。 2 所属職員の動員に関する事。 3 班の設置及び運営に関する事。
(2) 事業執行に係る事務	1 所管施設の被害状況及び災害応急対策の把握に関する事。 2 施設利用者等の安全確保措置に関する事。 3 災害復旧事業計画の策定に関する事。 4 災害復旧事業の実施に関する事。 5 活動記録の収集及び整理に関する事。 6 災害応急対策業務に係る関係団体の応援要請に関する事。 7 その他特命事項に関する事。

## 2 各班個別事務

部	代表責任者	班名	班長	事 務 分 掌
本部室	危機管理監	統括・調整班	危機管理課長	1 職員の非常招集に関する事。
			広報広聴・シティプロモーション課長	2 災害対策本部の総括に関する事。
			秘書課長	3 本部会議の庶務に関する事。
				4 本部長の命令、指示等の伝達に関する事。
				5 高齢者等避難、避難指示等の発令に関する事
				6 指定避難所の開設及び避難者の受入れに関する事。（避難所開設班）
				7 県災害対策本部等との連絡調整に関する事。
				8 防災関係機関との連絡調整に関する事。
				9 気象通報の接受及び警戒区域の設定並びに住民避難に関する事。
				10 災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事。
				11 自衛隊等に対する派遣要請に関する事。
				12 自衛隊の受入れに関する事。
				13 防災ヘリポートの設置に関する事。
				14 他の市町村に対する応援要請に関する事。
				15 無線通信及び災害情報共有システムの運用に関する事。
				16 災害救助法の適用に関する事。
				17 市民に対する広報に関する事。
				18 報道機関への発表に関する事。
				19 災害応急対策の記録に関する事。
				20 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
				21 災害視察者等への応接に関する事。
				22 総合相談窓口に関する事。
				23 各部の総合連絡調整に関する事。
				24 他班に属さないこと。

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
総括部	総務部長 議会事務局長	総務班	総務課長 監査委員事務局長 契約検査課長	1 本部室運営に関すること。 2 災害情報の収集に関すること。 3 生活路線バス等公共交通機関等の情報収集に関すること。 4 総括部内の連絡調整に関すること。 5 部内各班への応援協力に関すること。
		動員班	職員課長	1 本部室運営に関すること。 2 職員の動員に関すること。 3 職員の配置調整に関すること。 4 職員の服務に関すること。 5 災害派遣職員の受入、配置等に関すること。 6 職員の給食、衛生管理及び宿泊等に関すること。 7 部内各班への応援協力に関すること。
		市民班	市民課長	1 本部室運営に関すること。 2 埋・火葬の許可に関すること。 3 遺体処理の支援に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
		議会班	議会事務局長	1 本部室運営に関すること。 2 議員との連絡調整に関すること。 3 全員協議会の開催に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
		DX推進班	DX推進課長	1 本部室運営に関すること。 2 コンピュータ施設の被害状況及び災害応急対策の把握に関すること。 3 重要書類・データの保護に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
		管財班	財政課長 資産経営課長	1 本部室運営に関すること。 2 庁舎等財産の保全管理に関すること。 3 通信施設の確保に関すること。 4 車両の確保及び輸送に関すること。 5 物品、資機材等の確保に関すること。 6 部内各班への応援協力に関すること。
		市民生活班	市民生活課長	1 災害対策支部の総括に関すること。 2 市災害対策本部等との連絡調整に関すること。 3 災害情報等の広報に関すること。 4 支所庁舎等の保全管理に関すること。 5 通信施設、車両の保全、運用に関すること。 6 支所管内の被害状況等の取りまとめに関すること。 7 り災者の救済、生活相談に関すること。 8 消防署分遣所、消防団等の関係機関との連絡調整に関すること。 9 指定避難所の開設・運営状況の把握に関すること。
医療救護部	健康福祉部長	救護班	健康増進課長 国保年金課長	1 救護本部の運営に関すること。 2 医療救護班の編成、救護所の開設及び運営に関すること。（救護所運営班） 3 医療資器材等の調達、あつ旋に関すること。 4 傷病者等の救護・搬送に関すること。 5 医療関係団体との連絡調整に関すること。 6 り災住民等への保健衛生指導に関すること。
災害拠点病院	病院事務部長	医療班	病院総務課長 経営企画課長 医事課長	1 入院患者等への安全確保措置に関すること。 2 応急医療救護活動に関すること。 3 医薬品等の調達、出納及び保管に関すること。 4 災害拠点病院用ヘリポートの設置に関すること。 5 病院内の連絡調整に関すること。

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
地域支援部	健康福祉部長 自治市民部長 会計管理者	福祉班	福祉政策課長	1 災害救助法、被災者生活再建支援法の実施に関する事 2 日本赤十字社との連携に関する事 3 応急仮設住宅の入居者選考等の協力に関する事 4 要配慮者の支援に関する事 5 部内各班への応援協力に関する事
			福祉相談課長	1 り災害者等の援護に関する事 2 災害ボランティア支援本部に関する事 3 遺体処理に関する事 4 地域支援部内の連絡調整に関する事 5 部内各班への応援協力に関する事
		高齢者支援班	高齢者支援課長	1 社会福祉施設の被害状況の取りまとめに関する事 2 福祉避難所の運営に関する事。(福祉避難所運営班) 3 部内各班への応援協力に関する事
		自治デザイン班	自治デザイン課長	1 自治会及び自主防災会との連絡調整に関する事 2 避難所の安全管理及び運営支援に関する事 3 部内各班への応援協力に関する事
		スポーツのまち推進班	スポーツのまち推進課	1 避難所の開設、運営の支援に関する事。(所管施設) 2 防災ヘリポートの設置に関する事。(所管施設) 3 部内各班への応援協力に関する事
		文化振興班	文化振興課長	1 部内各班への応援協力に関する事
		会計班	会計課長	1 災害における出納に関する事 2 金融機関との連絡調整に関する事 3 義援金の保管及び配分に関する事 4 部内各班への応援協力に関する事
土木対策部	建設部長	道路河川班	道路河川課長	1 道路等の被害状況の取りまとめに関する事 2 建設途上の道路等の保安措置に関する事 3 緊急輸送路の確保に関する事。(応急修理、道路啓開) 4 警戒区域設定の協力支援に関する事 5 交通規制に関する事 6 応急復旧用土木資機材の確保に関する事 7 急傾斜地等の応急対策に関する事 8 仮設道路等緊急輸送路対策に関する事 9 水防活動に関する事 10 部内各班への応援協力に関する事
		都市計画班	都市計画課長	1 復興都市計画の策定に関する事 2 土木対策部内の連絡調整に関する事 3 部内各班への応援協力に関する事
		建築住宅班	建築住宅課長	1 応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理に関する事 2 応急仮設住宅の入居に関する事 3 被災者の公営住宅等への一時入居に関する事 4 地震被災建築物応急危険度判定に関する事 5 地震被災地応急危険度判定に関する事 6 被災建築物の復旧の市民相談に関する事 7 営繕工事中の建築物の保安措置に関する事 8 部内各班への応援協力に関する事
		都市整備班	都市整備課長	1 施工中の都市整備事業の被害調査に関する事 2 施工中の土地区画整理事業の被害調査に関する事 3 公園施設の保安措置に関する事 4 部内各班への応援協力に関する事

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
生活対策部	環境水道部長	環境班	環境課長	1 環境保全の調査に関すること。 2 環境汚染防止措置に関すること。 3 防疫薬剤等の調達、配布、指導に関すること。 4 防疫活動及び衛生活動に関すること。 5 埋・火葬に関すること。 6 死亡犬猫の処理に関すること。 7 生活対策部内の連絡調整に関すること。 8 部内各班の応援協力に関すること。
		ごみ対策班	ごみ対策課長	1 災害廃棄物等の仮置場の設置に関すること。 2 ごみ、し尿の収集及び処理に関すること。 3 処理施設の被災時の措置に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
		水道班	上下水道総務課長	1 飲料水の応急給水に関すること。 2 上水道に係る水質検査に関すること。 3 水道応急復旧資機材の調達に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
		下水道班	上下水道工事課長	1 下水道応急復旧資機材の調達に関すること。 2 静岡県下水道防災連絡会議による応援要請に関すること。 3 下水道の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
緊急物資部	経済産業部長	緊急物資班	産業政策課長 経済観光課長 農林水産課長	1 商工業関係の被害調査に関すること。 2 商工業者に対する被災証明の発行に関すること。 3 商工業者に対する災害融資に関すること。 4 商工会議所、商工団体等との連絡調整に関すること。 5 観光施設の被害状況の把握に関すること。 6 食料及び生活必需品等緊急物資の確保・配分に関すること。 7 備蓄物資の管理に関すること。 8 観光客の動向に関すること。 9 農林水産業関係の被害調査に関すること。 10 農林水産業者に対する被災証明の発行に関すること。 11 農林水産業者に対する災害融資に関すること。 12 家畜伝染病等の予防対策に関すること。 13 農林水産業関係団体との連携に関すること。 14 農畜産物、水産物の出荷制限等に関すること。 15 流言、デマ等風評被害の未然防止及び風評被害拡大防止に関する こと。 16 農林水産業用施設の応急復旧に関すること。 17 農地のたん水排除に関すること。 18 応急炊出しの実施の協力に関すること。 19 義援物品の受入れ配分に関すること。
被害認定調査部	企画部長 財務担当部長	被害認定調査班	市民税課長 資産税課長 収納課長 政策推進課長	1 被害認定調査班の運営に関すること。 2 家屋等の被害認定調査の実施に関すること。 3 り災者名簿の作成に関すること。 4 り災証明の交付に関すること。 5 被災者支援に係る関係部局との連絡調整に関すること。

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
教育 保育 支援部	教育部長 こども部長	教育総務班	教育総務課長 学校づくり整備課長 放課後活動課長	1 放課後児童クラブ在所児童の避難指導に関する事 2 学校施設の被害状況等の取りまとめに関する事 3 学校施設の応急使用に関する事 4 応急教育に係る施設の確保に関する事 5 教育施設の避難所管理運営に関する事 6 教育保育支援部内の連絡調整に関する事 7 部内各班への応援協力に関する事
		学校給食班	学校給食課長	1 災害に対する応急炊き出しに関する事 2 部内各班への応援協力に関する事
		学校教育班	学校教育課長	1 児童・生徒の避難指導に関する事 2 災害児童・生徒の応急教育指導に関する事 3 避難所の開設、運営の支援に関する事。(所管施設) 4 通学路に関する情報収集に関する事 5 子どもの傷病状況の把握及びそれに伴う保険金支払い業務に関する事 6 災害児童・生徒に係る教材、学用品給与に関する事 7 部内各班への応援協力に関する事
		図書館施設班	中央図書館長	1 部内各班への応援協力に関する事
		文化財班	文化財課長	1 部内各班への応援協力に関する事
		こども未来班	こども未来課長 こども若者センター長	1 災害母子・寡婦世帯の救済及び生活相談に関する事 2 2次避難所の開設に関する事 3 部内各班への応援協力に関する事
		幼稚園保育園班	幼稚園保育園課長	1 幼稚園・保育園施設等の被害状況等の取りまとめに関する事 2 幼稚園・保育園施設の応急使用に関する事 3 保育料等の減免に関する事 4 保育児童の避難指導に関する事 5 応急保育に関する事 6 2次避難所の開設に関する事 7 部内各班への応援協力に関する事
消防本部	消防長	警防班	警防課長	1 警防活動の指示・命令の伝達に関する事 2 消防水利の運用に関する事 3 救急・救助に関する事 4 消防団に関する事 5 各種災害情報の収集及び伝達に関する事 6 消防本部内の連絡調整に関する事
		消防総務班	消防総務課長	1 応急資機材等の調達、その他経理事務に関する事
		予防班	予防課長	1 火災予防及び各種情報等の一般への広報に関する事 2 危険物等及び火薬類・放射性物質等の保安指導に関する事 3 被害情報の収集及び整理に関する事
		消火・救急・救助班	消防署長	1 災害の予防、警戒及び防衛活動に関する事 2 災害状況の把握、情報の収集及び広報に関する事 3 気象通報の接受及び警戒区域の設定並びに住民避難に関する事 4 避難情報の伝達及び誘導に関する事 5 人命救助及び救急活動に関する事 6 行方不明者の捜索に関する事 7 消防団に関する事 8 他消防組織の現地運用に関する事
中東遠消防指令センター		センター長	1 出動指令に関する事 2 消防通信に関する事	

### 3 原子力災害関連事務

部	代表責任者	班名	班長	事 務 分 掌
本部室	危機管理監	統括・調整班	危機管理課長 広報広聴・シティプロモーション課長 秘書課	1 オフサイトセンターへの派遣及び連絡調整に関する事 2 現地事故対策連絡会議への職員派遣に関する事 3 原子力災害合同対策協議会への職員派遣に関する事 4 国に対する専門的知識を有する職員派遣要請に関する事 5 原子力発電所との連絡調整に関する事 6 原子力災害広域避難計画に関する事
総括部	総務部長 議会事務局長	市民生活班	市民生活課長	1 安定ヨウ素剤の運搬協力に関する事
医療救護部	健康福祉部長	救護班	健康増進課長 国保年金課長	1 安定ヨウ素剤の配付に関する事
災害拠点病院	病院事務部長	医療班	病院総務課長 経営企画課長 医事課長	1 初期被ばく医療に関する事 2 原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関する事
生活対策部	環境水道部長	環境班	環境課長	1 緊急時モニタリングの支援に関する事 2 環境放射線測定に関する事
		水道班	上下水道総務課長	1 上水道に係る水質検査に関する事 2 飲料水の摂取制限に関する事
緊急物資部	経済産業部長	緊急物資班	産業政策課長 経済観光課長 農林水産課長	1 環境試料測定の協力に関する事 2 農畜産物、水産物の出荷制限等に関する事 3 流言、デマ等風評被害の未然防止及び風評被害拡大防止に関する事
教育保育支援部	教育部長 子ども部長	学校給食班	学校給食課長	1 学校給食の放射線測定に関する事
消防本部	消防長	消火・救急・救助班	消防署長	1 緊急時モニタリングの支援に関する事

4 災害救助法関連事務

事 務 分 掌	主 たる 担 当 課
1 被害報告及び適用申請に関すること。	危機管理課
2 災害救助法適用以降の中間報告、特別基準の申請、決定報告に関すること。	福祉政策課
3 県知事による委任事務の実施に関すること。	
(1) 避難所の設置	指定避難所：自治デザイン課、危機管理課（避難所開設班） 福祉避難所：高齢者支援課、福祉相談課、こども未来課、こども若者家庭センター
(2) 応急仮設住宅の供与	建築住宅課、福祉政策課、福祉相談課、高齢者支援課
(3) 炊き出しその他による食品の給与	学校給食課、自治デザイン課、産業政策課
(4) 飲料水の供給	上下水道総務課、上下水道工事課
(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	産業政策課
(6) 医療	健康増進課、病院総務課、医事課
(7) 助産	こども若者家庭センター
(8) 被災者の救出	危機管理課、自治デザイン課、福祉政策課、警防課
(9) 住宅の応急修理	建築住宅課
(10) 学用品の給与	教育総務課、放課後活動課、学校教育課
(11) 埋葬	環境課、市民課
(12) 死体の捜索	危機管理課、自治デザイン課、福祉相談課、警防課
(13) 死体の処理	福祉相談課、高齢者支援課、市民課、環境課
(14) 障害物の除去	建築住宅課、危機管理課

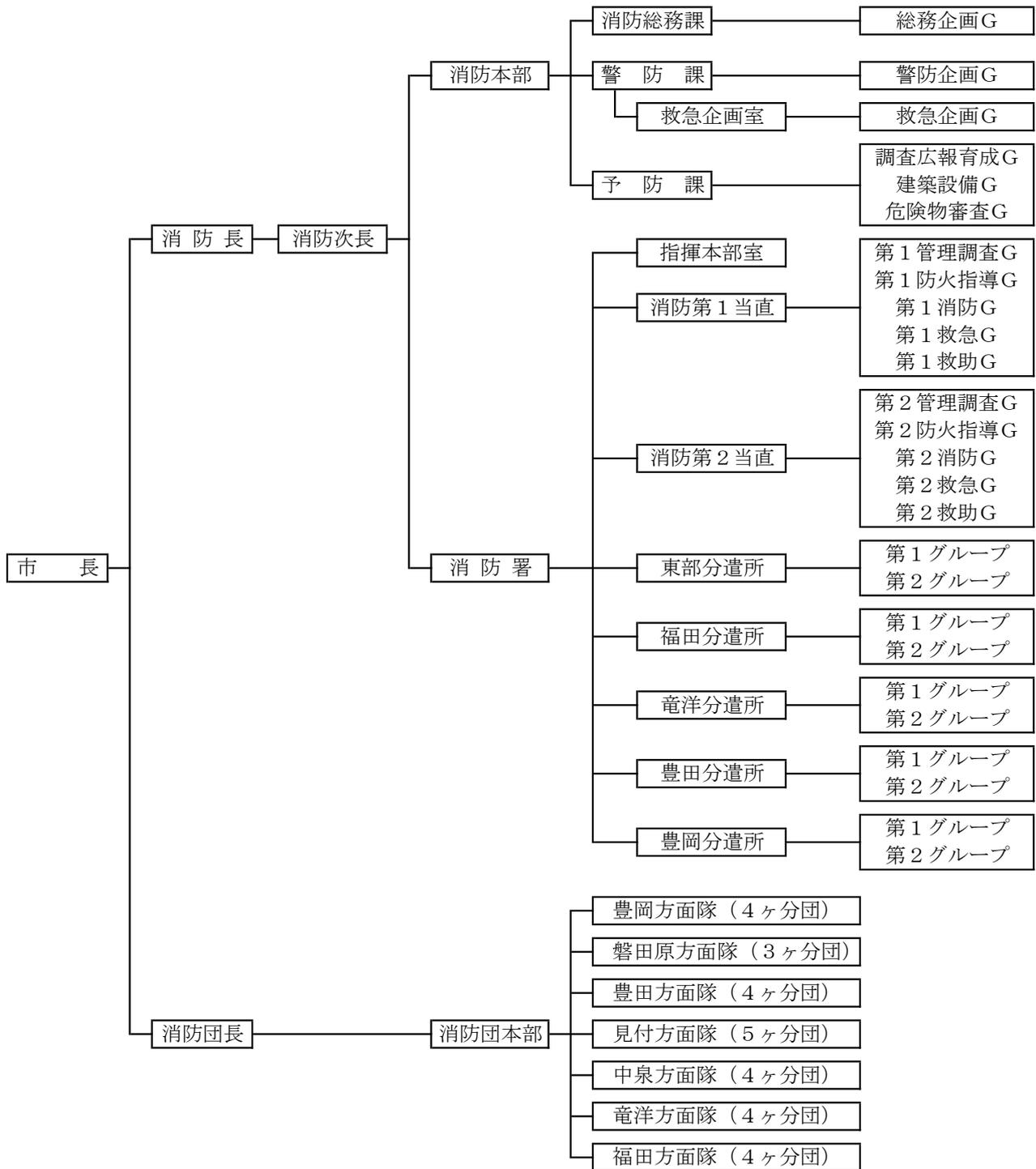
## 資料2-06 本部室構成員一覧表

令和6年4月1日

No.	構成員	役職名等
1	本部長	市長
2	副本部長	副市長、教育長
3	危機管理監	危機管理監
4	危機戦略監	危機戦略監
5	本部員	部長、会計管理者、議会事務局長、消防長、磐田市立総合病院事務部長、理事
6	次長	次長
7	班長	課長、室長（課内室の長を除く。）
8	本部連絡員	部選出職員
9	本部室運営班員 総括・調整班  総務班  動員班 市民班 議会班 DX推進班 管財班  警防班 予防班	危機管理課 広報広聴・シティプロモーション課 秘書課 総務課 監査委員事務局 契約検査課 職員課 市民課 議会事務局 DX推進課 財政課 資産経営課 警防課 予防課

注 磐田市立総合病院事務部長及び消防長にあつては、代理者を災害対策本部に派遣し、その事務に従事させることができる。

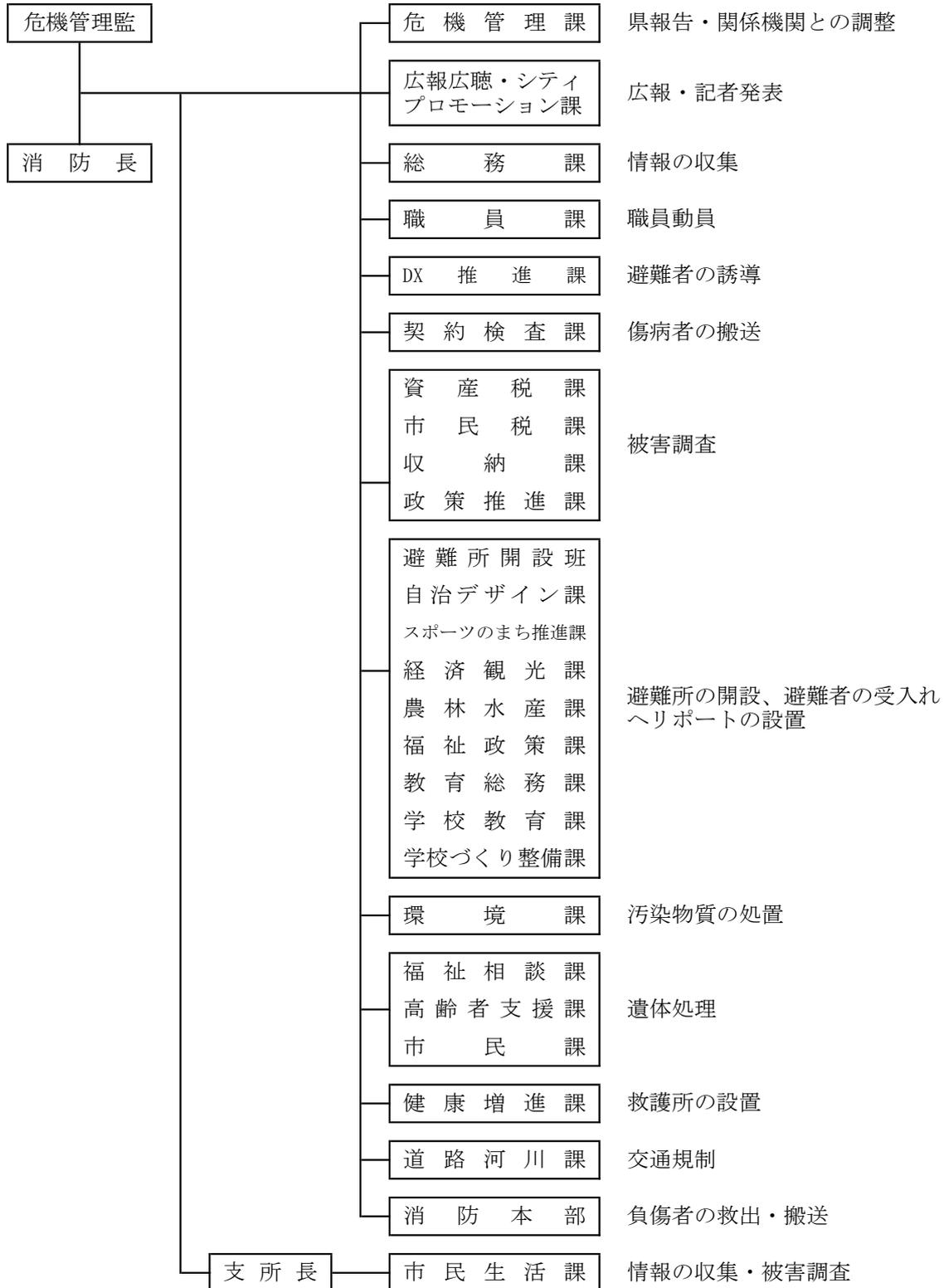
注 本部室運営班の各班長は、本部室派遣職員をあらかじめ定めておくものとする。



※中東遠消防指令センター  
 磐田市、掛川市、御前崎市、菊川市の4  
 消防本部と袋井市森町広域行政組合袋井  
 消防本部による共同運用

システム管理係  
 指令第1係  
 指令第2係  
 指令第3係

【主な所掌事務】



※ 災害の規模・状況等によりにより実情に応じた体制とすることができる。



## 資料2-10 磐田市地震災害警戒本部における事務分掌

令和6年4月1日

## 1 各班共通事務

区 分	事 務 分 掌
(1) 組織運営に係る事務	1 所属職員の動員に関する事。 2 班の設置及び運営に関する事。
(2) 事業執行に係る事務	1 所管施設の地震防災応急対策の実施に関する事。 2 活動記録に関する事。 3 関係団体との連絡調整に関する事。 4 来庁（館）者への地震関連情報の伝達、避難誘導に関する事。 5 その他特命事項に関する事。

## 2 各班個別事務

部	代表責任者	班名	班長	事 務 分 掌
本部室	危機管理監	統括、調整班	危機管理課長	1 職員の非常招集に関する事。
			広報広聴・シティプロモーション課長	2 地震災害警戒本部の総括に関する事。
			秘書課長	3 本部会議の庶務に関する事。 4 本部長の命令、指示等の伝達に関する事。 5 高齢者等避難、避難指示等の伝達に関する事。 6 避難所の開設準備に関する事。（避難所開設班） 7 県地震災害警戒本部等との連絡調整に関する事。 8 防災関係機関との連絡調整に関する事。 9 避難状況、地震防災応急対策の取りまとめに関する事。 10 自衛隊の受入れ準備に関する事。 11 防災ヘリポートの設置準備に関する事。 12 無線通信及び災害情報共有システムの運用に関する事。 13 災害救助法の適用に係る準備に関する事。 14 市民に対する広報に関する事。 15 報道機関との連絡調整に関する事。 16 地震防災応急対策実施に係る記録に関する事。 17 総合相談窓口の設置に関する事。 18 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 19 国、県関係者の応接に関する事。 20 他班に属さないこと。

部	代表責任者	班名	班長	事 務 分 掌
総括部	総務部長 議会事務局長	総務班	総務課長 監査委員事務局長 契約検査課長	1 警戒本部室運営に関する事 2 災害情報の収集に関する事 3 総括部内の連絡調整に関する事 4 部内各班への応援協力に関する事
		動員班	職員課長	1 警戒本部室運営に関する事 2 職員の動員及び調整に関する事 3 職員の配置及び服務に関する事 4 職員の給食、衛生管理及び宿泊等に関する事 5 部内各班への応援協力に関する事
		市民班	市民課長	1 警戒本部室運営に関する事 2 遺体処理の許可に係る準備に関する事 3 部内各班の応援協力に関する事
		議会班	議会事務局長	1 警戒本部室運営に関する事 2 議員との連絡調整に関する事 3 部内各班への応援協力に関する事
		DX推進班	DX推進課長	1 警戒本部室運営に関する事 2 コンピュータ施設の予防措置に関する事 3 部内各班への応援協力に関する事
		管財班	財政課長 資産経営課長	1 庁舎等財産の保全管理に関する事 2 車両の確保及び輸送に関する事 3 災害対策に必要な物品、資機材等の調達確保に関する事 4 部内各班への応援協力に関する事
		市民生活班	市民生活課長	1 警戒支部の総括に関する事 2 市警戒本部等との連絡調整に関する事 3 地震予知情報等の広報に関する事 4 通信施設、車両の確保に関する事 5 消防署分遣所、消防団方面隊等管内関係機関との連絡調整に関する事
医療救護部	健康福祉部長	救護班	健康増進課長 国保年金課長	1 救護本部の設置及び運営に関する事 2 医療資器材等の調達準備に関する事 3 医療救護班の編成及び救護所等の開設準備に関する事 (救護所運営班) 4 保健指導の配置準備に関する事
災害拠点病院	病院事務部長	医療班	病院総務課長 経営企画課長 医事課長	1 入院患者、来院者の安全確保措置に関する事 2 応急医療救護活動の準備に関する事 3 医薬品等の調達準備に関する事 4 災害拠点病院用ヘリポートの設置準備に関する事

部	代表責任者	班名	班長	事務分掌
地域支援部	健康福祉部長 自治市民部長 会計管理者	福祉班	福祉政策課長	1 災害救助法の実施に係る準備に関すること。 2 要配慮者支援班の設置に関すること。 3 部内各班の応援協力に関すること。
			福祉相談課長	1 遺体収容施設等遺体の処理に係る準備に関すること。 2 地域支援部内の連絡調整に関すること。 3 部内各班の応援協力に関すること。
		高齢者支援班	高齢者支援課長	1 社会福祉施設等関係機関との連絡調整に関すること。 2 福祉避難所の開設準備に関すること。(福祉避難所運営班) 3 部内各班の応援協力に関すること。
		自治デザイン班	自治デザイン課長	1 自治会及び自主防災会との連絡調整に関すること。 2 避難所の開設準備に関すること。(所管施設) 3 部内各班への応援協力に関すること。
		スポーツのまち推進班	スポーツのまち推進課長	1 避難所の開設準備に関すること。(所管施設) 2 防災ヘリポートの設置準備に関すること。(所管施設) 3 部内各班への応援協力に関すること。
		文化振興班	文化振興課長	1 部内各班への応援協力に関すること。
		会計班	会計課長	1 出納に関すること。 2 金融機関との連絡調整に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
土木対策部	建設部長	道路河川班	道路河川課長	1 警戒区域の設定、避難指示等の伝達に関すること。 2 避難路、緊急輸送路の確保に関すること。 3 市道の災害応急復旧準備に関すること。 4 応急復旧用土木資機材及び機器の確保、準備に関すること。 5 河川施設の保安措置に関すること。 6 部内各班への応援協力に関すること。
		都市計画班	都市計画課長	1 開発行為の地震防災応急対策の実施に関すること。 2 土木対策部内の連絡調整に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
		建築住宅班	建築住宅課長	1 応急危険度判定の準備に関すること。 2 応急仮設住宅の設置準備に関すること。 3 営繕工事中の建築物の地震防災応急対策に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
		都市整備班	都市整備課長	1 施工中の都市整備事業の保安措置に関すること。 2 施工中の土地区画整理事業の保安措置に関すること。 3 公園施設の保安措置に関すること。 4 部内各班への応援協力に関すること。
生活対策部	環境水道部長	環境班	環境課長	1 環境保全準備に関すること。 2 防疫薬剤等の調達準備に関すること。 3 防疫活動及び衛生活動の準備に関すること。 4 遺体処理に係る準備に関すること。 5 生活対策部内の連絡調整に関すること。 6 部内各班への応援協力に関すること。
		ごみ対策班	ごみ対策課長	1 がれき等の仮置場の準備に関すること。 2 ごみ、し尿の収集・処理準備に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
		水道班	上下水道総務課長	1 飲料水の確保対策に関すること。 2 応急復旧資機材の調達準備に関すること。 3 部内各班への応援協力に関すること。
		下水道班	上下水道工事課長	1 応急復旧資機材の調達準備に関すること。 2 部内各班への応援協力に関すること。

部	代表責任者	班名	班長	事 務 分 掌
緊急物資部	経済産業部長	緊急物資班	産業政策課長 経済観光課長 農林水産課長	1 食料及び日用品の確保に関する事。 2 観光客の避難に関する事。 3 応急食料等の調達給与の準備に関する事。 4 家畜感染症予防及び防疫の準備に関する事。 5 農林水産業用施設の応急復旧の準備に関する事。
被害認定調査部	企画部長	被害認定調査班	資産税課長 市民税課長 収納課 政策推進課長	1 被害状況調査の準備に関する事。
教育保育支援部	教育部長 こども部長	教育総務班	教育総務課長 学校づくり整備課長 放課後活動課長	1 教職員の動員及び調整に関する事。 2 地震防災応急対策の取りまとめに関する事。 3 教育施設の避難所開設準備に関する事。 4 教育保育支援部内の連絡調整に関する事。 5 部内各班への応援協力に関する事。
		学校給食班	学校給食課長	1 応急炊出しの準備に関する事。 2 部内各班への応援協力に関する事。
		学校教育班	学校教育課長	1 児童・生徒等の安全対策の実施に関する事。 2 避難所の開設準備に関する事。(所管施設) 3 部内各班への応援協力に関する事。
		図書館施設班	中央図書館長	1 部内各班への応援協力に関する事。
		文化財班	文化財課長	1 部内各班への応援協力に関する事。
		こども未来班 幼稚園保育園班	こども未来課長 こども若者センター長 幼稚園保育園課長	1 保育児童の安全対策の実施に関する事。 2 部内各班への応援協力に関する事。
消防本部	消防長	警防班	警防課長	1 警防活動の指示・命令の伝達に関する事。 2 消防水利の運用に関する事。 3 救急・救助に関する事。 4 消防団に関する事。 5 各種災害情報の収集及び伝達に関する事。 6 消防本部内の連絡調整に関する事。
		消防総務班	消防総務課長	1 応急資機材等の調達、その他経理事務に関する事。
		予防班	予防課長	1 火災予防及び各種情報等の一般への広報に関する事。 2 危険物等及び火薬類・放射性物質等の保安指導に関する事。 3 被害情報の収集及び整理に関する事。
		消火・救急・救助班	消防署長	1 消防通信の確保に関する事。 2 情報の収集及び伝達に関する事。 3 災害の予防、警戒及び防衛活動の準備に関する事。 4 災害状況の把握、情報の収集及び広報の準備に関する事。 5 避難情報の伝達及び誘導に関する事。 6 人命救助及び救護活動の準備に関する事。 7 行方不明者の捜索の準備に関する事。 8 消防団に関する事。 9 他消防組織の現地運用に関する事。
中東遠消防指令センター		センター長	1 出動指令に関する事。 2 消防通信に関する事。	

## 資料2-11 地震災害警戒本部室構成員一覧表

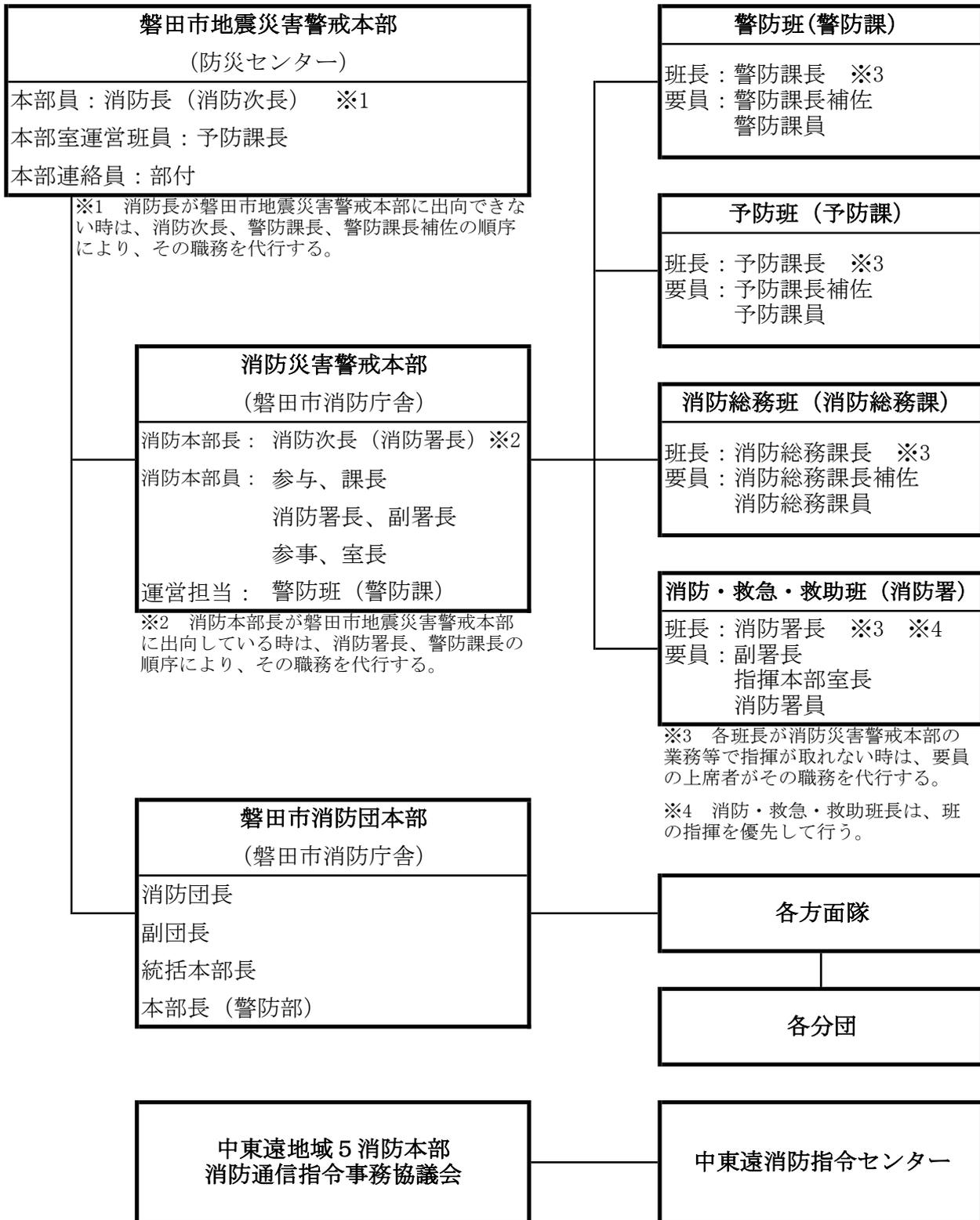
令和6年4月1日

No.	構成員	役職名等
1	本部長	市長
2	副本部長	副市長、教育長
3	危機管理監	危機管理監
4	危機戦略監	危機戦略監
5	本部員	部長、会計管理者、議会事務局長、消防長、磐田市立総合病院事務部長、理事
6	次長	次長
7	班長	課長、室長（課内室の長を除く。）
8	本部連絡員	部選出職員
9	本部室運営班員 総括、調整班  総務班  動員班 市民班 議会班 DX推進班 管財班  警防班 予防班	危機管理課 広報広聴・シティプロモーション課 秘書課 総務課 監査委員事務局 契約検査課 職員課 市民課 議会事務局 DX推進課 財政課 資産経営課 警防課 予防課

注 磐田市立総合病院事務部長及び消防長にあつては、代理者を警戒本部室に派遣し、その事務に従事させることができる。

注 本部室運営班の各班長は、本部室派遣職員をあらかじめ定めておくものとする。

資料2-12 消防警戒本部組織図



○消防災害対策本部体制は、これを準用する。

## 資料 3-01 東海地震注意情報、警戒宣言発令時における情報の収集項目

## 1. 本部室において実施するもの

項目	細目	情報源
地震の発生に関する情報	1 東海地震予知情報	国 → 県
	2 警戒宣言に伴う防災応急対策実施の通知	
	3 警戒宣言の解除	
気象情報	気象・水象・地象の状況	静岡地方気象台
防災組織に関する情報	1 国の本部の設置・廃止	国
	2 県の本部の設置・廃止	県本部
	3 県の支部の設置・廃止	県西部方面本部
避難の状況	1 避難所の開設準備状況	避難所開設班
	2 避難状況（警戒宣言時避難対象地区）	支部
医療救護状況	1 救護病院の準備状況	医療救護部
	2 救護所の開設状況	
ヘリポートの状況	ヘリポート準備状況	スポーツのまち推進班 支部
道路交通状況	1 道路の混乱状況	道路管理者
	2 交通規制の準備及び実施状況	
	3 障害物（放置車両を含む）の現況及び除去の状況	
交通対策の実施状況	交通規制の実施状況	磐田警察署
交通機関の運行状況	1 鉄道	磐田駅 天竜二俣駅
	2 バス	バス会社
治安状況	1 住民不安	磐田警察署
	2 流言飛語	
生活関連施設の運営状況及び災害応急対策の準備状況	1 電力供給状況	中部電力(株)
	2 都市ガス供給状況	中部ガス(株)
	3 電話利用状況	NTT西日本
	4 水道供給状況	水道班

注 県本部：静岡県地震災害警戒本部

県西部方面本部：静岡県地震災害警戒本部西部方面本部

2. 各部、班等において実施するもの

項目	細目	情報源	収集担当
物価の動向			緊急物資班
無線通信施設の保安状況	防災行政無線		総括・調整班
	消防無線		警防班
物資の在庫動向	生活必需品	商工会議所	緊急物資班
		商工会	
	主要食糧、生鮮食料品	J A遠州中央	緊急物資班
	応急仮設住宅資材	関係業者	建築住宅班
福祉施設の状況	施設収容者の安全確保状況	施設管理者	福祉班
保育園の状況	園児の避難状況	保育園	幼稚園保育園班
医薬品の確保状況		薬剤師会	救護班
緊急輸送車両の状況		トラック協会	管財班
防疫薬品等の確保状況		関係業者	環境班
清掃・し尿処理体制		施設	ごみ対策班
観光客の動向	旅行客の帰宅状況	観光協会等	緊急物資班
		磐田駅等	
漁船等の避難状況		漁協	緊急物資班
学校等の状況	児童・生徒・園児の避難状況	施設管理者	学校教育班
道路啓開の準備状況			道路河川班
水道の応急対策の状況			水道班
消防の活動準備状況	消防署、消防団の状況		消防本部

# 磐田市地震・津波対策 アクションプログラム 2023

令和5年12月

磐 田 市

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1-1 これまでの主な防災対策

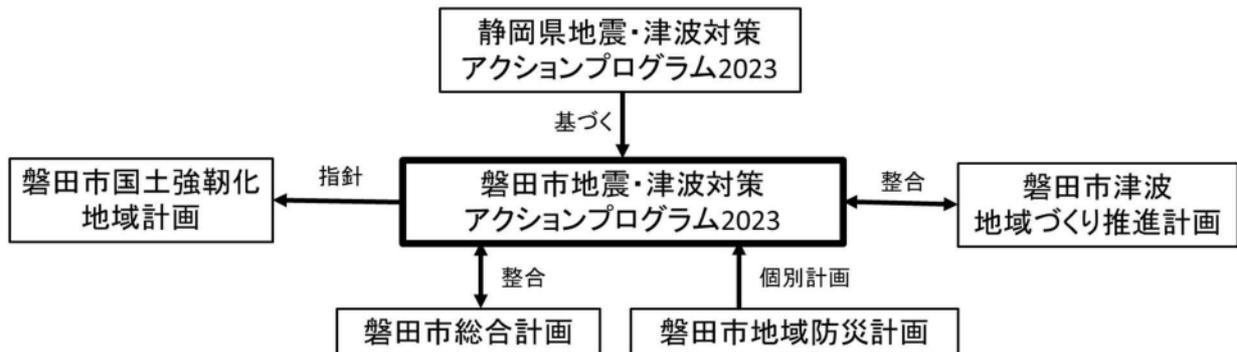
- 平成17年12月「磐田市地域防災計画」策定、地震を対応すべき災害に位置付ける。
- 平成20年3月 国「地震防災戦略（平成17年6月）」に基づく、「地域目標」として、本市初となる地震の行動計画「磐田市地震アクションプログラム」を策定。
- 平成23年12月 東日本大震災（平成23年3月）の教訓から「磐田市災害に強い地域づくり条例」を制定。
- 平成25年6月 静岡県が最大クラス（レベル2）の巨大な地震・津波対策の基礎資料となる「静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）」を平成25年11月には「（第二次報告）」を公表。あわせて行動計画となる「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」を策定。
- 平成26年3月 「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、磐田市における10年間の行動計画となる「磐田市地震・津波対策アクションプログラム（以下、前計画）」を策定。この中で地震・津波対策を推進するためのハード・ソフト両面からなる133のアクションを設定。
- 平成26年8月 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の制定（平成25年11月）を受け、「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「津波避難対策緊急事業計画」を策定。
- 平成27年11月 「津波地域防災地域づくりに関する法律」に基づき「磐田市津波地域づくり推進計画」を策定。
- 令和3年3月 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の制定（平成25年12月）を受け、国土強靱化に係る本市の計画等の指針となる「磐田市国土強靱化地域計画」を策定。
- 令和5年3月 前計画の計画期間終了。
- 令和5年4月～ 静岡県が「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023」を策定（令和5年3月）したのを受け、本市においても前計画の後継となる「磐田市地震・津波対策アクションプログラム2023（以下、本計画）」の策定に着手。
- これまでの10年間の進捗と、社会情勢の変化、近年発生した災害により見えてきた教訓などを踏まえ、「被害の最小化・減災効果の持続化」と「被災後の市民生活の健全化」に重点を置き、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進していく。

## 1-2 計画の概要

### (1) 位置づけ

本計画は、「磐田市地域防災計画」の個別計画として位置づけるとともに、「磐田市総合計画」及び「磐田市国土強靱化地域計画」とも整合を図っていきます。そのほか災害対策に関連する各部局所管の個別計画等の内容を反映し、連携して対策を推進していきます。

〔イメージ図〕



### (2) 対象とする災害

本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている東海地震、東南海地震や南海地震であり、これらの地震が連動、あるいは時間差をもって発生（レベル1）、また、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの南海トラフ巨大地震（レベル2）があります。本市の地震・津波対策は、対策に幅を持たせて万全に期していくため、規模の異なる2つの地震・津波を対象とし取り組みます。

## 1-3 前計画の成果と課題

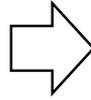
### (1) 全体の成果

前計画では、静岡県第4次地震被害想定を踏まえ、人命を守ることを最も重視し、想定される被害をできる限り軽減することを減災目標とし、ハード・ソフトを組み合わせた133の地震・津波対策に資するアクションを推進し、「減災」を図ってきました。

その結果、令和4年度末において133のアクションうちの約9割が概ね目標を達成しました。その成果を踏まえ、68のアクションが終了する一方、ハード対策など完了まで長期間を要するものや、訓練や啓発活動など常に取組の持続が必要なものなど、65のアクションを本計画に継続します。（参考資料1、2）

令和4年度末達成状況

評価	アクション数	割合
達成	116	87%
ほぼ達成※	6	5%
未達成	11	8%
合計	133	100%



終了・本計画での継続の別

評価	アクション数	割合
終了	68	51%
継続	65	49%
合計	133	100%

※「ほぼ達成」は、各アクションの目標には達しなかったが、その9割以上を達成したもの

(2) 磐田市地震・津波対策アクションプログラム 2023 に引き継ぐ課題

前計画の取組における課題や、近年の災害の教訓・新たな視点を踏まえ、各基本目標における課題を整理し、本計画における方針決定に反映していきます。

なお、今後の地震・津波対策に対し重視すべき点であることから、豪雨や台風災害の教訓も含んでいます。

基本目標Ⅰ 地震・津波から命を守る

- ・ 長期に及ぶ防潮堤など防御施設の整備（継続課題）
- ・ 市民の高い防災意識の維持と多様な方法で啓発の実施（継続課題）
- ・ 整備完了施設の機能の確保・維持（継続課題）
- ・ 要配慮者が避難を諦めないための支援（平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号）
- ・ 自主防災組織の活性化（新型コロナウイルス感染症の流行）

基本目標Ⅱ 被災後の市民の生活を守る

- ・ 備蓄計画の継続した検証と見直し（継続課題）
- ・ 市民や事業所における備蓄量の確保（継続課題、令和4年台風第15号）
- ・ 心身を健全に保つための被災後生活の質的向上（平成28年熊本地震、新型コロナウイルス感染症の流行）

基本目標Ⅲ 迅速、かつ着実に復旧、復興を成し遂げる

- ・ 被災者生活再建支援を迅速に実施するための体制づくり（継続課題）
- ・ 迅速な復興のための事前準備（継続課題）

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 2-1 基本理念

人命を守ることを最も重視し、被害の最小化・減災効果の持続化とともに、被災後も命と健康を守り、健全に生活できる社会の実現

#### ○ 考え方

前計画の基本理念を引き継ぎ、人命を守ることを最優先事項として、被害の最小化のための対策を着実に実行します。加えて、減災効果が持続するよう、整備した施設の機能確保や市民の高い防災意識の維持などを図るハード・ソフト対策を充実します。

また、これまでの成果・課題や近年の災害の教訓・新たな視点を踏まえ、被災後の市民の命と健康を守り、健全に生活できる社会の実現を基本理念のもう一つの柱とし、関連する対策を推進します。

さらに、進展が著しいデジタル技術の活用は、今後の防災体制を一層強化する上で必要不可欠なため、業務の効率化やマンパワー不足の解消の観点から、デジタル技術を積極的に活用します。

### 2-2 減災目標

1. 想定される被害を最小化し一人でも多くの市民の命を守り、その後も減災を維持する。
2. 被災生活の質的向上により、被災者の健康被害等の最小化を図る。

### 2-3 基本施策

基本理念を具体化するため、3つの基本施策を設定し、総合的に施策を推進します。

#### I. 地震・津波から着実に命を守る

防潮堤等の整備を確実に進めるとともに、津波避難施設などの整備してきた施設の機能確保や維持に努めます。また、市民の防災意識の更なる向上や要配慮者の支援体制の強化に重点をおき、ハード・ソフトの両面を組み合わせた取組を着実に推進し、レベル1及びレベル2の地震・津波から着実に命を守ります。

#### II. 被災後も命と健康を守り、生活再建に繋げる

被災後は、自宅を失い、避難所生活を余儀なくされたり、自宅は残ったものの、飲料水

や食料などの生活に必要な物資が供給されなくなるなど、多くの市民が不自由な生活を強いられることが想定されます。平成 28 年熊本地震での長期避難ストレスによる災害関連死等を踏まえ、避難所の生活環境の改善や備蓄物資の充実に取り組むとともに、被災者生活再建支援体制の整備にも着目し、避難生活の健全化を図り、円滑な生活再建に繋がります。

### III. 地域を迅速に復旧し、復興に繋げる

地域を速やかに復旧させるため、あらかじめ復興事前準備に取り組むとともに、被災によって想定される死者に対して必要な遺体処理に関する対応の見直しを図るなど、迅速な復興に繋がります。

#### 2-4 計画期間

令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間とします。

そのうち、令和 5 年度から令和 8 年度までの 4 年間で、減災効果を高めるための短期集中期間とします。

#### 2-5 アクションと目標指標

##### (1) アクション

減災及び被災後も健全に生活できる社会の実現を達成するため、93 のアクションの取組を進めます。

##### (2) 目標指標

アクションごとに具体的な取組及び達成すべき数値目標を定めます。

数値目標は、本計画の最終年度である令和 14 年度末と、減災効果を高めるため集中的に取り組む 4 年間の期末にあたる令和 8 年度末の 2 段階の目標を定めます。（現状の維持を目標とするものは、数値目標に「（維持）」を付記しています。）

#### 2-6 アクションの実施主体

- 前計画に引き続き、「自助」・「共助」・「公助」の観点から、市が実施主体となるアクションはもとより、市民、事業所、県が実施主体となるアクションについても可能な限り取り組みます。
- 建築物等の耐震化や津波からの早期避難、食料・飲料水の備蓄など、市民一人ひとりが主体的に取り組む「自助」が重要であることから、自らの命は自ら守るという防災の原点に立ち返った対策を推進します。

- 「自助」では解決できない課題に対しては、自主防災組織を中心に地域の住民や事業所、学校などが協力し解決する「共助」の取組を進めます。
- 市は、「自助」、「共助」の取組を最大限支援するとともに、「自助」、「共助」では対応できない課題に「公助」として積極的に取り組みます。

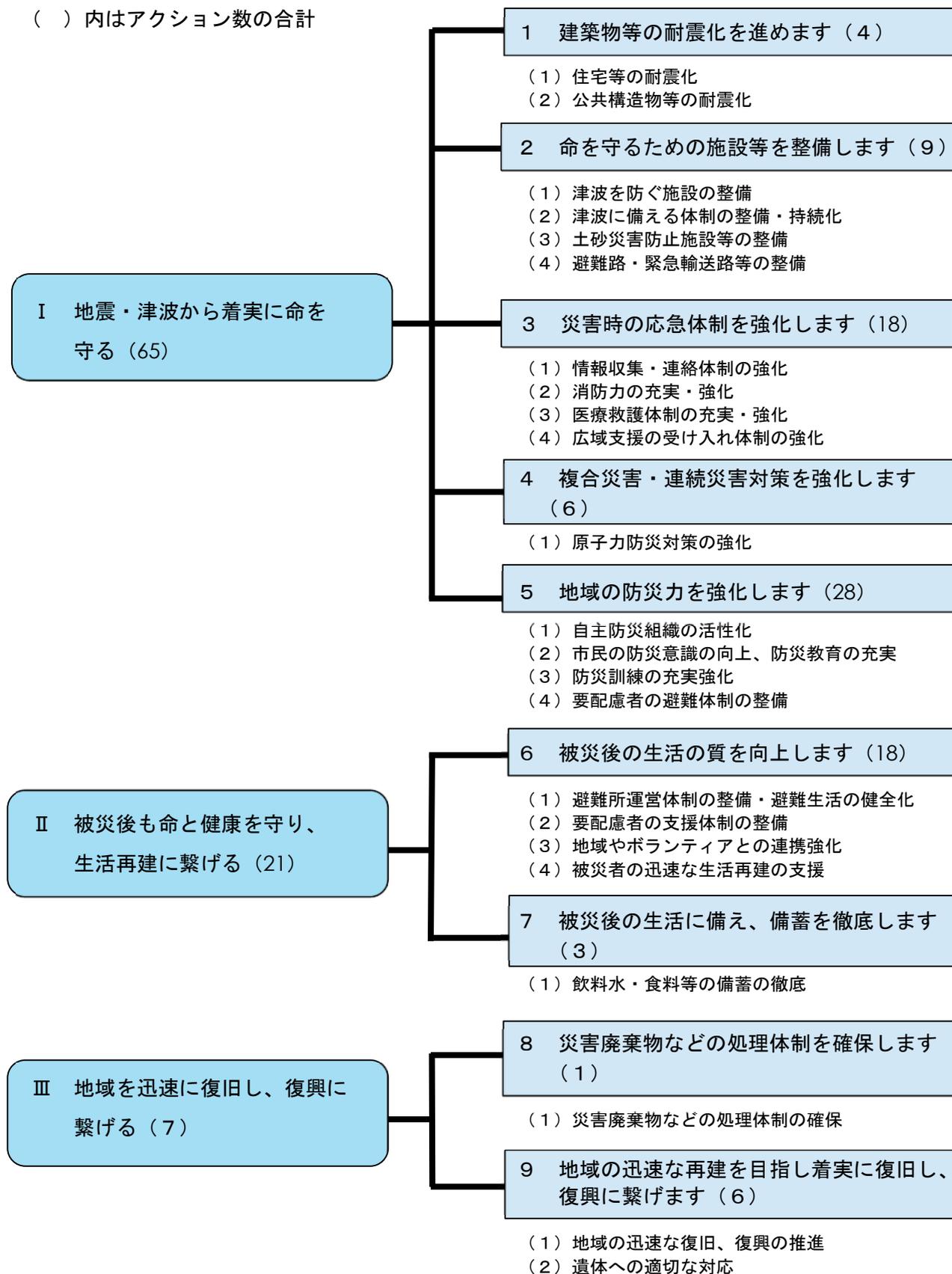
## 2-7 今後の取組

それぞれのアクションについて、毎年その実施状況を把握し、「磐田市防災会議」において、進捗状況の報告と評価を行った上で、公表します。

また、進捗状況を踏まえ、必要に応じて対策の追加や見直しを実施し、当初の計画通りの進捗が見られないアクションについては、適宜ヒアリングなどにおいてフォローアップを行います。

## 第3章 施策の体系

( ) 内はアクション数の合計



## 第4章 個別アクション一覧

### I 地震・津波から着実に命を守る

#### 1 建築物等の耐震化を進めます

##### (1) 住宅等の耐震化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
1	住宅の耐震化の促進(耐震化率)	住宅の耐震化率	90% ※1	95% ※2	95% ※2	建築住宅課
2	住宅の耐震化の促進(周知)	耐震化未実施の木造住宅への戸別訪問等の年間目標(毎年50戸)に対する達成率	56%	100%	100%	建築住宅課

※1 耐震化率は、「住宅・土地統計調査(5年毎に実施)」に基づき県が算出する。よって、直近の平成30年調査結果である「耐震化率 90.4%」を実績とした。

※2 No.1の目標は静岡県及び磐田市の耐震改修促進計画において規定しており、現時点では令和7年度までの計画であることから、令和8年度及び令和14年度の数値目標については未設定。

##### (2) 公共構造物等の耐震化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
3	防災重点農業用ため池の耐震化	防災重点農業用ため池の耐震化率(3施設)	67%	100%	100%	農林水産課
4	配水池緊急遮断弁の更新	緊急遮断弁の更新率(4基)	0%	25%	100%	上下水道工事課

#### 2 命を守るための施設等を整備します

##### (1) 津波を防ぐ施設の整備

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
5	静岡モデルによる海岸防潮堤の整備	静岡モデルによる海岸防潮堤の整備率(市施工分延長ベース約11km)	42%	100%	100%	農林水産課

##### (2) 津波に備える体制の整備・持続化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
6	磐田市津波避難計画策定の促進	静岡県地震被害想定の見直し及び津波災害警戒区域の指定に即した計画の更新および周知	—	0%	100% 維持	危機管理課
7	津波避難施設の夜間視認性の確保	津波避難施設の付帯設備(照明)の維持・管理	100%	100% 維持	100% 維持	危機管理課
8	津波避難施設の長寿命化の推進	津波避難施設の長寿命化計画の策定	0%	100%	100%	危機管理課
9	津波避難施設の環境改善	津波避難施設の滞在時の環境改善方針の策定	0%	100%	100%	危機管理課

(3) 土砂災害防止施設等の整備

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
10	山地災害防止の推進	リモートセンシング技術を活用した森林面積(豊岡地区1,900ha)の計測率	2%	17%	33%	農林水産課

(4) 避難路・緊急輸送路等の整備

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
11	避難路の整備の促進(土地区画整理内の道路)	鎌田第一土地区画整理地内の6m以上の道路の整備率	31%	50%	85%	都市整備課
12	緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震化の促進	緊急輸送路等沿いのブロック塀の耐震化のための助成目標件数に対する達成率(80件/4年間)	—	100%	100%	建築住宅課
13	災害時迂回路となる林道の整備	災害時迂回路となる林道(光南線、本宮山線約5.5km)の舗装率	57%	72%	93%	農林水産課

3 災害時の応急体制を強化します

(1) 情報収集・連絡体制の強化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
14	災害時における情報収集・連絡手段の強化(ドローン)	ドローンを活用した情報収集体制の確立に向けた操縦士(30名)の養成及び訓練の実施	60%	100%維持	100%維持	広報広聴CP課 危機管理課
15	災害時における情報収集・連絡手段の強化	災害情報共有システムの改修	—	100%維持	100%維持	危機管理課
16	災害対策本部の機能強化	災害対策本部と各部の情報連携体制の整備	0%	100%	100%	危機管理課 DX推進課
17	災害時情報発信媒体の整備	災害情報伝達マニュアルの更新	—	100%維持	100%維持	広報広聴CP課

(2) 消防力の充実・強化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
18	防災拠点施設の整備(高機能消防指令システム)	指令システム全更新整備率	0%	100%維持	100%維持	消防総務課
19	防災拠点施設の整備(消防庁舎)	新消防庁舎(本署)の整備率	0%	65%	100%	消防総務課
20	消防施設・設備の整備(耐震性貯水槽)	耐震性貯水槽(706基)の整備率	94%	96%	100%	警防課
21	消防施設・設備の整備(地下式消火栓)	地下式消火栓(3,066基)の整備率	99%	99%	100%	警防課 上下水道工事課
22	消防装備の整備(常備消防用車両)	車両更新計画に基づいた車両の整備率	100%	100%維持	100%維持	警防課
23	消防装備の整備(常備消防用資機材)	地震災害等に係る常備消防の活動に必要な資機材の整備率	100%	100%維持	100%維持	警防課
24	消防装備の整備(消防団用車両)	磐田市消防団車両整備計画に基づく整備率	100%	100%維持	100%維持	警防課
25	消防装備の整備(消防団用資機材)	消防団活動に必要な資機材及び消防団新規入団者用被服装備の整備率	100%	100%維持	100%維持	警防課
26	消防装備の整備(可搬ポンプ)	各分団に配備されている可搬ポンプの更新整備率	100%	100%維持	100%維持	警防課
27	救急体制の整備	実働救急救命士(70人)の確保	69%	84%	100%	警防課
28	地域の消防力の確保	消防団員の条例定数の確保率	67%	100%維持	100%維持	警防課

(3) 医療救護体制の充実・強化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
29	災害時医療救護体制の整備(計画)	磐田市医療救護計画の更新	100%	100%維持	100%維持	健康増進課
30	災害時医療救護体制の整備(資機材)	救護所等の資機材の備蓄率	100%	100%維持	100%維持	健康増進課

(4) 広域支援の受け入れ体制の強化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
31	災害発生時の応援職員受け入れ体制の整備	広域受援計画の策定	0%	100%	100%	危機管理課

4 複合災害・連続災害対策を強化します

(1) 原子力防災対策の強化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
32	原子力災害時の避難体制の確立(計画)	広域避難計画の更新、周知	—	100%維持	100%維持	危機管理課
33	原子力災害時の避難体制の確立(訓練)	避難計画に基づく継続的な原子力防災訓練の実施	100%	100%維持	100%維持	危機管理課
34	安定ヨウ素剤の整備(マニュアル)	安定ヨウ素剤の取扱マニュアルの更新	—	100%維持	100%維持	健康増進課 危機管理課
35	安定ヨウ素剤の整備(備蓄)	安定ヨウ素剤の備蓄率	100%	100%維持	100%維持	健康増進課
36	原子力災害避難計画作成の周知(医療施設)	計画作成説明の実施(対象14施設)	0%	100%維持	100%維持	健康増進課
37	原子力災害避難計画作成の周知(社会福祉施設)	計画作成説明会の実施	100%	100%維持	100%維持	福祉課 高齢者支援課

5 地域の防災力を強化します

(1) 自主防災組織の活性化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
38	地域における防災人材の活用	地域づくり協議会における人材台帳の整備率	17%	50%	100%維持	危機管理課
39	地域の防災活動を支える人材の育成(自治会長・自主防災会長)	自治会長、自主防災会長合同研修会の実施率	100%	100%維持	100%維持	危機管理課
40	地域の防災活動を支える人材の育成(地域住民)	地域住民に対する応急手当等の講習会の実施率	100%	100%維持	100%維持	警防課
41	自主防災組織の運営支援	自主防災組織の防災資機材等の整備率	100%	100%維持	100%維持	危機管理課

(2) 市民の防災意識の向上、防災教育の充実

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
42	防災を学ぶ機会の創出(講座)	防災講座の実施率(50回/年)	100%	100%維持	100%維持	危機管理課
43	防災を学ぶ機会の創出(シンポジウム)	防災シンポジウムの実施(2回/年)	0%	100%維持	100%維持	危機管理課
44	災害時における避難行動の理解の促進(全災害)	防災ガイドブックを作成し、市民啓発の実施	0%	100%維持	100%維持	危機管理課
45	災害時における避難行動の理解の促進(土砂災害)	土砂災害警戒区域マップを更新し、市民啓発の実施	—	100%維持	100%維持	危機管理課
46	災害時における避難行動の理解の促進(水害)	中小河川ハザードマップを作成し、市民啓発の実施	0%	100%維持	100%維持	危機管理課
47	市民参加型の防災まちづくりの推進	防災ファシリテーター(2名)の養成	0%	100%	100%	危機管理課 自治デザイン課
48	市内在住外国人のための防災研修等の実施	日本語教室における防災関連授業の外国人受講者数(120人/4年間)	100%	100%	100%	自治デザイン課
49	男女共同参画視点からの防災対策の推進	防災会議委員における女性委員の割合(3割)	26%	53%	100%維持	危機管理課
50	地震火災対策の促進	感震ブレーカー設置補助の助成目標件数に対する達成率(240件/4年間)	—	100%	100%	危機管理課
51	家庭内の地震対策の促進(家具固定)	家具固定事業の助成目標件数に対する達成率(120件/4年間)	—	100%	100%	危機管理課
52	家庭内の地震対策の促進(防災ベッド)	防災ベッド設置の助成	100%	100%維持	100%維持	建築住宅課
53	家庭内の地震対策の促進(耐震シェルター)	耐震シェルター設置の助成	100%	100%維持	100%維持	建築住宅課
54	小中学校の危機管理マニュアルの更新	国等のガイドラインに基づき危機管理マニュアルの更新を行った小中学校の割合	100%	100%維持	100%維持	学校教育課 教育総務課
55	保育園、幼稚園、認定こども園の危機管理マニュアルの更新	国等のガイドラインに基づき危機管理マニュアルの更新を行った園の割合	100%	100%維持	100%維持	幼稚園保育園課
56	公立学校の地震・津波避難訓練の充実・強化	全小中学校において年3回以上の避難訓練の実施	100%	100%維持	100%維持	学校教育課 教育総務課
57	保育園、幼稚園、認定こども園の地震・津波避難訓練の充実・強化	園における年3回以上の避難訓練の実施	100%	100%維持	100%維持	幼稚園保育園課
58	防災活動における公立学校と地域の連携(防災訓練等)	全小中学校において地域と連携した防災活動の実施	100%	100%維持	100%維持	学校教育課 教育総務課
59	学校の防災教育の実施	全小中学校において年間5時間程度の防災教育の実施	100%	100%維持	100%維持	学校教育課 教育総務課

(3) 防災訓練の充実・強化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
60	津波避難訓練の充実・強化	津波避難対象区域内の全自主防災会において訓練の実施率	100%	100%維持	100%維持	危機管理課
61	地域防災訓練の充実・強化	自主防災会における防災訓練の実施率	100%	100%維持	100%維持	危機管理課

(4) 要配慮者の避難体制の整備

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
62	要配慮者の防災訓練の充実・促進	要配慮者を対象とした防災訓練の実施率	39%	100%維持	100%維持	危機管理課
63	避難行動要支援者の避難支援体制の確保	避難行動要支援者名簿・更新	100%	100%維持	100%維持	福祉課
64	津波避難訓練の充実・強化(社会福祉施設)	津波避難対象区域内の社会福祉施設の津波避難訓練の実施	70%	100%維持	100%維持	福祉課 高齢者支援課
65	津波避難行動マニュアルの作成・更新(社会福祉施設)	津波避難対象区域内の社会福祉施設の津波避難行動マニュアルの作成・更新(46施設)	100%	100%維持	100%維持	福祉課 高齢者支援課

II 被災後も命と健康を守り、生活再建に繋げる

6 被災後の生活の質を向上します

(1) 避難所運営体制の整備・避難生活の健全化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
66	屋内避難施設落下物対策(レリーフ等)	指定避難所のレリーフ等の落下防止対策の実施(小中学校)	0%	100%	100%	教育総務課
67	屋内避難施設落下物対策(外壁)	指定避難所の外壁の落下防止対策の実施(アミューズ豊田・ワークピア磐田)	0%	100%	100%	スポーツのまち推進課 経済観光課
68	避難所運営支援体制の充実・強化(避難所運営会議)	全避難所における避難所運営会議の実施	100%	100%維持	100%維持	危機管理課 施設所管課
69	避難所運営支援体制の充実・強化(施設利用計画)	全避難所における施設利用等を定めた施設利用計画書の更新	100%	100%維持	100%維持	危機管理課 施設所管課
70	避難所運営マニュアルの管理	静岡県地震被害想定の見直しにあわせた避難所運営マニュアルの更新	—	100%	100%	危機管理課
71	避難所等の機能充実(資機材)	避難所等用の資機材の整備率	100%	100%維持	100%維持	危機管理課
72	避難所等の機能充実(トイレの配備数)	想定避難者3日分のトイレ計画数の整備率	40%	76%	100%維持	危機管理課
73	避難所等の生活環境の充実	避難所等用の環境改善資機材の整備率	100%	100%維持	100%維持	危機管理課
74	災害時の健康支援の促進(マニュアルの整備)	災害時健康支援マニュアルの更新	100%	100%維持	100%維持	健康増進課
75	災害時の健康支援の促進(コーディネーターの受入体制の見直し)	受援マニュアルの作成	0%	100%維持	100%維持	健康増進課

(2) 要配慮者の支援体制の整備

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
76	要配慮者に対する支援	重度身体障害者等防災用具助成	100%	100%維持	100%維持	福祉課
77	福祉避難所設置の促進	福祉避難所の指定数(57施設)	91%	100%	100%	高齢者支援課

(3) 地域やボランティアとの連携強化

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
78	災害ボランティアコーディネーターの養成	災害ボランティアコーディネーター養成講座参加人数(30人/年)	93%	100%維持	100%維持	福祉課
79	災害ボランティア関係機関との連携強化	災害ボランティア関係機関連絡会の開催	100%	100%維持	100%維持	福祉課

(4) 被災者の迅速な生活再建の支援

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
80	被災者の住宅の確保	応急仮設住宅(建設型)の個別台帳(配置計画書)の作成(第4次地震被害想定2次報告で算出される必要戸数3,636戸)	100%	100%維持	100%維持	建築住宅課
81	住家被害認定調査実施体制の推進	住家被害認定調査の研修(講習・実地)及び罹災証明交付検証・訓練の実施	100%	100%維持	100%維持	市税課
82	被災者生活再建支援体制の確保	被災者生活再建支援システムの導入	0%	100%	100%	危機管理課 市税課 福祉課
83	迅速に災害対応できる職員の育成	避難所開設班員等の災害時の役割や職位に応じた職員研修の実施(12回/年)	75%	100%維持	100%維持	危機管理課

7 被災後の生活に備え、備蓄を徹底します

(1) 飲料水・食料等の備蓄の徹底

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
84	市民の備蓄の促進(食料・飲料水)	7日以上食料・飲料水を備蓄している市民の割合	43%	67%	100%維持	危機管理課
85	事業所の備蓄の促進(食料・飲料水)	食料・飲料水を備蓄している企業事業所(手上げ)の割合	71%	81%	90%維持	産業政策課
86	市の緊急物資の備蓄	想定避難者3日分の食料の備蓄率	72%	89%	100%維持	危機管理課

III 地域を迅速に復旧し、復興に繋げる

8 災害廃棄物などの処理体制を確保します

(1) 災害廃棄物などの処理体制の確保

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
87	災害廃棄物の処理体制の確保	災害廃棄物仮置場(4か所)への資機材の整備率	50%	100%	100%	ごみ対策課

9 地域の迅速な再建を目指し着実に復旧し、復興に繋がります

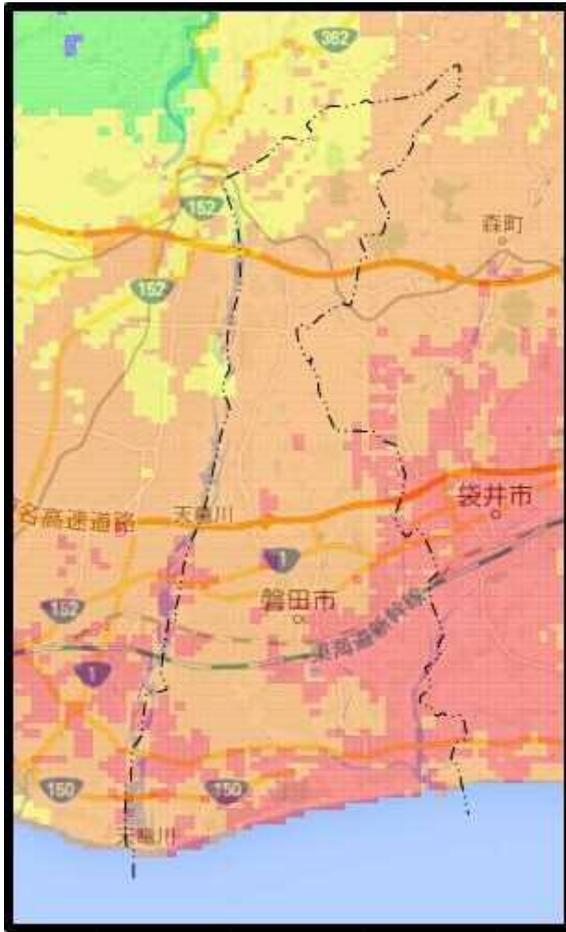
(1) 地域の迅速な復旧、復興の推進

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
88	被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進	国土調査事業十箇年計画におけるDID・宅地区域の地籍調査実施率	29%	56%	100%	農林水産課
89	復興事前準備の推進	事前都市復興計画の策定	0%	0%	100%	都市計画課

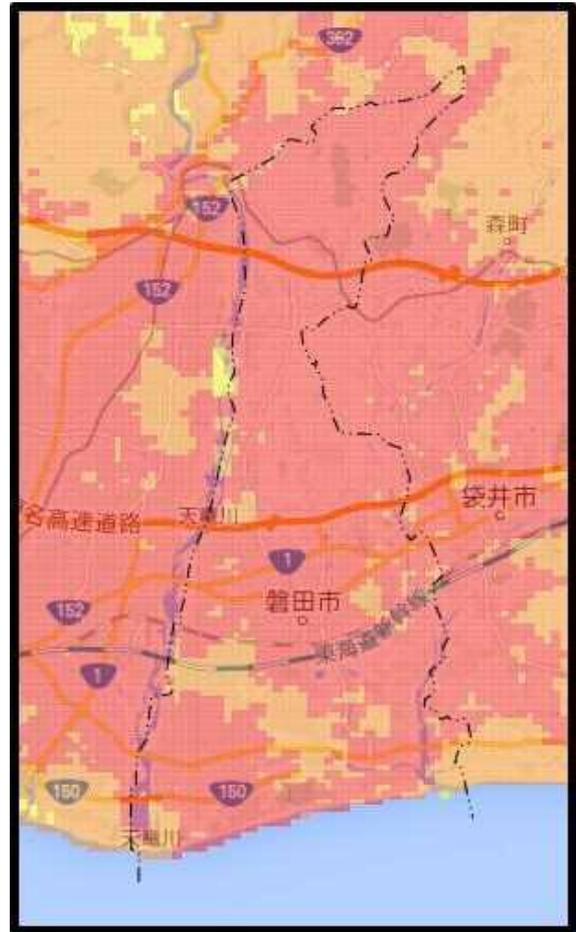
(2) 遺体への適切な対応

No.	アクション名	目標指標	令和4年度実績	令和8年度数値目標	令和14年度数値目標	担当課
90	遺体の適切な対応の促進(計画)	遺体処理計画の更新	100%	100%維持	100%維持	福祉課 市民課 環境課 危機管理課
91	遺体の適切な対応の促進(手順書)	遺体処理手順書の更新	100%	100%維持	100%維持	福祉課 市民課 環境課 危機管理課
92	遺体の適切な対応の促進(訓練)	遺体処理訓練の実施	100%	100%維持	100%維持	福祉課 市民課 環境課 危機管理課
93	遺体の適切な対応の促進(資機材)	遺体処理に関する資機材の整備率	100%	100%維持	100%維持	福祉課 市民課 環境課 危機管理課

資料4-01 推定震度分布図



レベル1の地震  
(東海・東南海・南海地震)

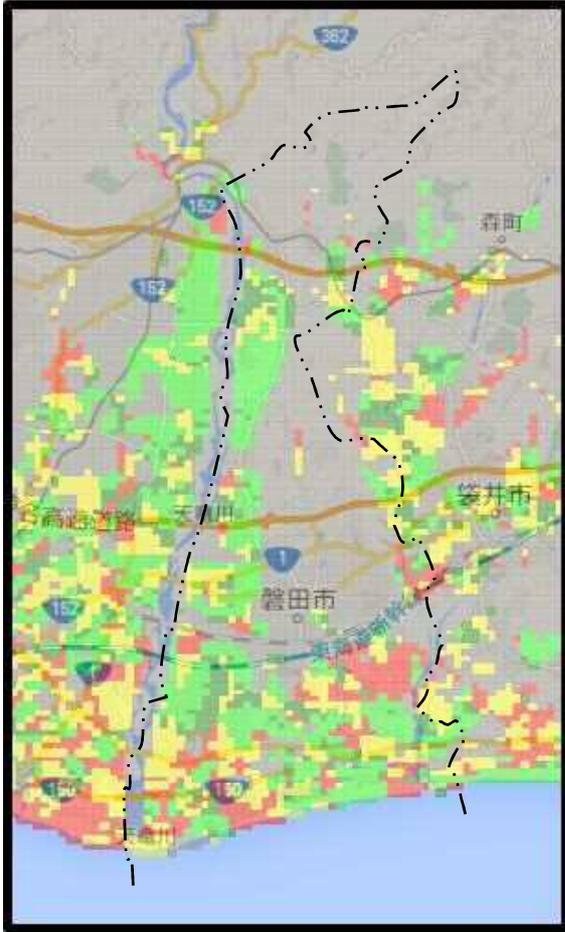


レベル2の地震  
(南海トラフ巨大地震)

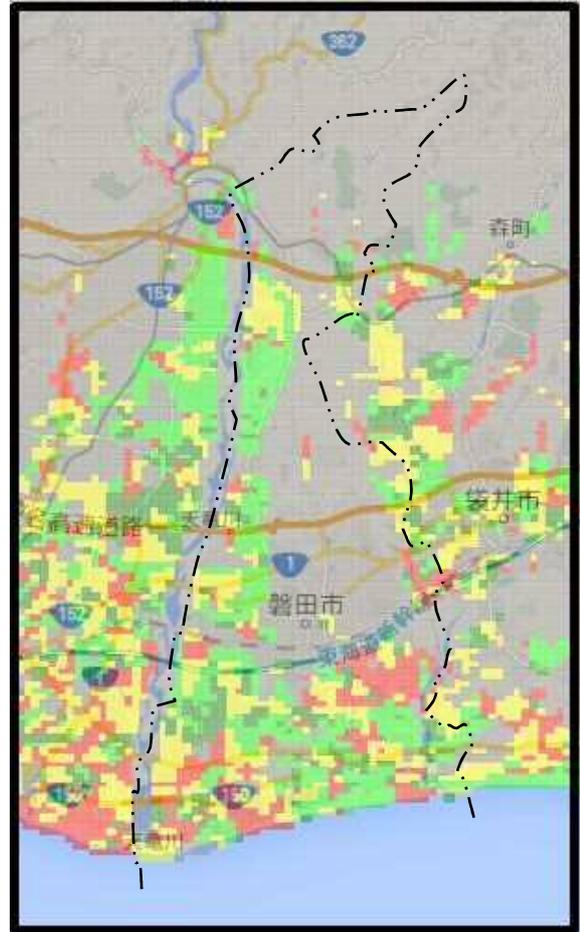
震度階級	
■	7
■	6 強
■	6 弱
■	5 強
■	5 強弱

静岡県「第4次地震被害想定結果」より

資料4-02 推定液状化危険度図



レベル1の地震  
(東海・東南海・南海地震)

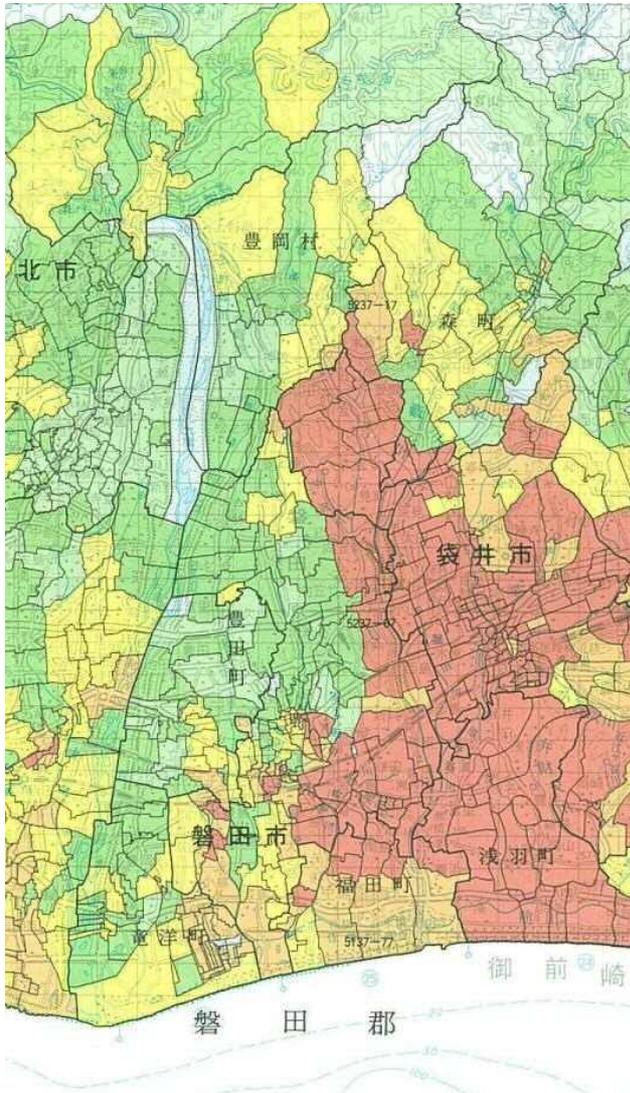


レベル2の地震  
(南海トラフ巨大地震)

液状化危険性ランク	
■ 大	大
■ 中	中
■ 小	小
■ なし	なし
■ 対象外	対象外

静岡県「第4次地震被害想定結果」より

資料4-03 地震動、液状化による推定建物被害率図



凡 例	
	被害率が5%未満
	被害率が5%以上、10%未満
	被害率が10%以上、15%未満
	被害率が15%以上、20%未満
	被害率が20%以上、25%未満
	被害率が25%以上

※第4次地震被害想定では公表されないため  
第3次想定のを掲載する。

静岡県編「第3次地震被害想定結果」より

資料4-04 推定津波浸水域図

1. レベル1の地震（東海・東南海・南海地震）  
最大津波高6m、浸水面積1.3km<sup>2</sup>



最大浸水深(m)	
■	5m~10m
■	3m~5m
■	2m~3m
■	1m~2m
■	0.3m~1m
■	0.01m~0.3m

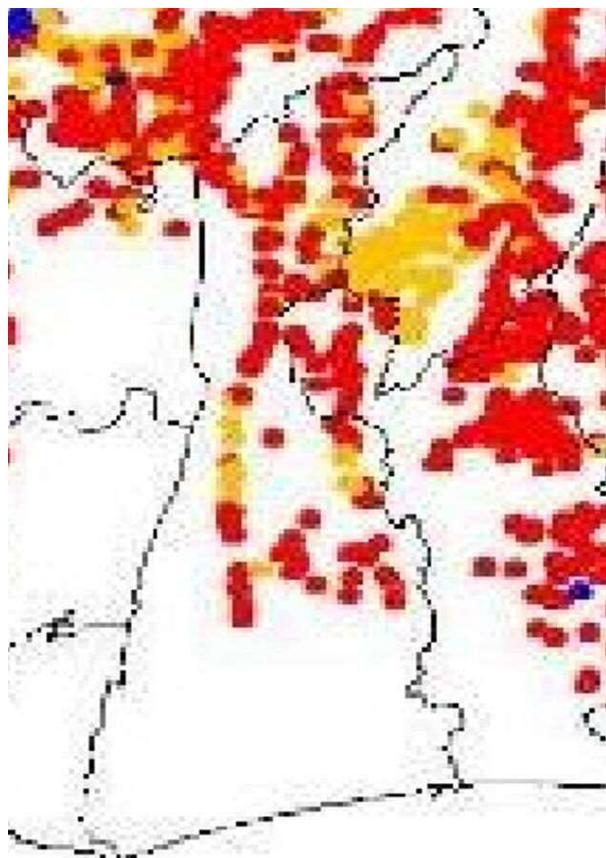
2. レベル2の地震（南海トラフ巨大地震）  
最大津波高12m、浸水面積16.1km<sup>2</sup>



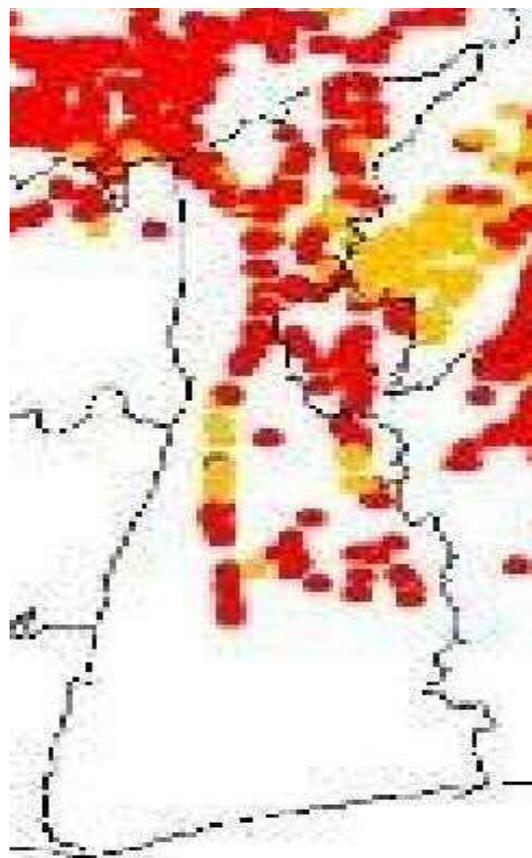
最大浸水深(m)	
■	10m~20m
■	5m~10m
■	3m~5m
■	2m~3m
■	1m~2m
■	0.3m~1m
■	0.01m~0.3m

静岡県「第4次地震被害想定結果」より

資料4-05 山・がけ崩れによる推定建物被害率図



レベル1の地震  
(東海・東南海・南海地震地震)



レベル2の地震  
(南海トラフ巨大地震)

- ランク A
- ランク B
- ランク C

静岡県「第4次地震被害想定結果」より